

平成２８年度
意匠審査の質に関する
ユーザー評価調査報告書

平成２９年３月
特 許 庁

目次

1. はじめに	2
2. 本調査の概要	3
(1) 本調査の目的	3
(2) 調査方法	3
(3) 調査票	3
(4) 調査対象	3
(5) 回収結果	3
3. 集計結果	5
(1) 意匠審査全般の質に関する（A票）の集計結果	5
①意匠審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について	5
②意匠審査の質に関する個別項目の評価について	6
③意匠審査の質に関するコメントについて	10
④意匠審査の質に関する印象変化について	16
⑤特に充実した審査に向け注力すべき項目について	23
⑥他国特許庁との比較について	25
⑦意匠審査の質に関するその他の意見・要望について	26
(2) 特定の意匠登録出願における審査の質に関する調査（B票）の集計結果	27
①調査対象案件における意匠審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について	27
②調査対象案件における意匠審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について（最終処分集計）	28
③調査対象案件における意匠審査の質について（拒絶理由別の集計）	30
④調査対象案件における意匠審査の質に満足している理由について	32
⑤調査対象案件における意匠審査の質に不満がある理由について	34
4. 集計分析	36
(1) 回答内容の詳細分析	36
①個別項目の評価と全体評価との相関分析	36
(2) 分析結果のポイント	39
①拒絶理由通知等の記載	39
②拒絶査定に記載	39
③判断の均質性	39
5. 今後のユーザー評価調査に向けて	40
（付録）平成28年度調査票	41

1. はじめに

国際的に信頼される質の高い審査及び適切な権利設定が、企業の円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションの促進や健全な取引維持を図る上で重要です。そして、質の高い意匠権を設定するには、意匠審査において、ユーザー（出願人や権利を行使される第三者等）のニーズや期待を適切に把握した上で、意匠審査の質の維持・向上に取り組んでいくことが重要です。

このような認識のもと、特許庁は、世界最高品質の意匠審査の実現に取り組むための品質管理の基本原則を示した「意匠審査に関する品質ポリシー」（以下、「品質ポリシー」といいます。）を平成26年8月に公表しました。当該品質ポリシーでは、品質管理の6つの基本原則の1つに、「幅広いニーズや期待に応えます」と掲げております。

また、意匠審査の品質検証のための取組を着実に実施するためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。そのため、特許庁では、特許が平成24年度よりユーザー評価調査を開始し、意匠についても同様の取組を平成27年度から実施し、調査結果の品質管理施策への反映に努めています。

2年目となる平成28年度の調査では、意匠審査についてより具体的なニーズや期待及びその変化を把握すべく、前年度からの変化が比較できるよう調査手法に改善を加えております。

本調査結果は、多くのユーザーの協力の下に得られた貴重な情報であることから、特許庁は、本調査結果に基づいて、審査の質の維持・向上に向けて、引き続き真摯に取り組んでまいります。

以下、本調査結果の概要とともに、回答内容を詳細に分析した結果及びこれらを総合して得られた知見について報告をします。

2. 本調査の概要

（１）本調査の目的

本調査は、意匠審査の改善点を、ユーザーの方々からの指摘を通じて明らかにし、意匠審査の質の維持・向上のための施策等に反映することを目的としています。

（２）調査方法

調査票の配布・回収については、表１のように選定した調査対象者へ電話連絡または電子メールにより調査への協力を依頼し、電子メールまたは郵送により下記（３）の調査票を送付しました。

回答期間は約１か月とし、この期間内での回答の記入及び返送を依頼しました。

（３）調査票

以下の２種類の調査票（付録参照）を用いてユーザー評価の収集を行いました。

A票：意匠審査全般の質についての調査

B票：特定の出願における意匠審査の質についての調査

なお、A票については、調査対象者の自由・率直な御意見を得るために、無記名での回答を可能にしました。

調査票における各項目の内容に応じて、「満足」「比較的満足」「普通」「比較的不満」「不満」の５段階評価、もしくは「良くなってきている」「変化していない」「悪くなってきている」の３段階評価にて回答を依頼しました。

５段階評価では、「不満」または「比較的不満」の場合にその理由の記入を、３段階評価では、印象が変化したと思われる場合にその理由の記入を依頼しました。

（４）調査対象

調査対象者は、意匠登録出願に係る出願人（外国出願人の場合は、代理人）とし、抽出条件や規模については、表１に記載のとおりです。

（５）回収結果

調査票の回収率は、以下のとおりです。

A票回収率：84.7%（回収数：283者（内国241者、外国42者））

B票回収率：52.1%（回収数：174件（内国144件、外国30件））

《参考：前年度の回収率》

A票回収率：74.8%（回収数：246者（内国213者、外国33者））

B票回収率：43.2%（回収数：144者（内国124者、外国20者））

なお、B票の回収率がA票回収率よりも低くなっていますが、B票については、回答可能な場合は特定の出願を回答者を選んで記載をしてもらう、任意形式としたことに起因していると考えられます。

表 1 調査対象者・調査対象案件の選定方法

項 目		内 容
調査対象者	内国出願	平成 2 6 ～ 2 7 年において、日本意匠分類の各グループ毎（A～M）に算出した登録件数上位の国内出願人
	外国出願	平成 2 6 ～ 2 7 年において、日本意匠分類の各グループ毎（A～M）に算出した登録件数上位の外国出願人
個別出願の意匠審査についての調査対象案件の抽出方法		調査対象者による意匠登録出願のうち、1～2年のうちに出願された案件の中で、最終処分が確定したものについて、調査対象者の任意により抽出
調査対象者数		合計 3 3 4 者

3. 集計結果

(1) 意匠審査全般の質に関する（A票）の集計結果

①意匠審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について¹

- ・意匠審査に関する全体としての質の評価において、今年度は「満足」と「比較的満足」の評価を合わせると 61.0%となり、昨年度の割合(51.7%)から 9.3 ポイント上がりました。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価は 3.0%であり、昨年度の割合(5.7%)から 2.7 ポイント下がりました。

表 2 及び図 1 は、最近（1 年程度）の意匠審査全体の質についてどのように感じているかにつき、5 段階評価を集計したものです。

表 2 全体評価

5 段階評価	回答数	割合	(参考) 昨年度の割合
満足	39	14.6%	10.6%
比較的満足	124	46.4%	41.1%
普通	96	36.0%	42.7%
比較的不満	8	3.0%	4.9%
不満	0	0.0%	0.8%
わからない	16	—	—
無回答	0	—	—
合計	283	100.0%	100%

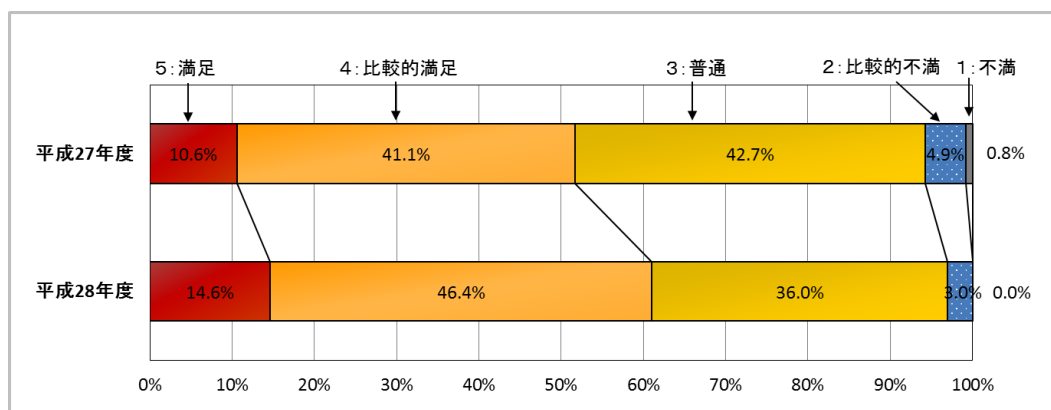


図 1 全体評価

¹ 「意匠審査全体の質の印象変化」については、16 ページ目以降に記載しました。

②意匠審査の質に関する個別項目の評価について²

- ・昨年度と同様に、意匠審査に関する『専門知識及び意匠の認定』『先行意匠調査』『拒絶理由通知等の記載』『拒絶査定に記載』『判断の均質性』『コミュニケーション』の6項目の評価とともに、今年度から『ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願』（以下、国際意匠登録出願）についても伺いました。
- ・昨年度からの6項目全てにおいて、「満足」「比較的満足」の評価の合計の割合が増加しました。
(『専門知識及び意匠の認定』:+6.3ポイント、
『先行意匠調査』:+6.0ポイント、
『拒絶理由通知等の記載』:+7.3ポイント、
『拒絶査定に記載』:+6.9ポイント、
『判断の均質性』:+4.6ポイント、
『コミュニケーション』:+10.6ポイント)
- ・『専門知識及び意匠の認定』『拒絶理由通知等の記載』『拒絶査定に記載』『判断の均質性』の4項目については、「不満」「比較的不満」の評価の合計の割合が昨年度よりも増えましたが、全般的にその割合は低い結果でした。
(『専門知識及び意匠の認定』:+1.5ポイント(6.4%→7.9%)、5件(15件→20件)、
『拒絶理由通知等の記載』:+2.2ポイント(10.8%→13.0%)、7件(25件→32件)、
『拒絶査定に記載』:+4.3ポイント(3.9%→8.2%)、8件(8件→16件)、
『判断の均質性』:+2.6ポイント(9.8%→12.4%)、5件(20件→25件))

次項における図2及び図3は、意匠審査に関する個別項目に係る質について、5段階評価を集計したものです。

² 「先行意匠調査の印象変化」及び「拒絶理由通知等の記載の印象変化」については、後段において記載しました。また、「無回答」の場合及び「分からない」の場合は、集計母数から除いて集計をしました。

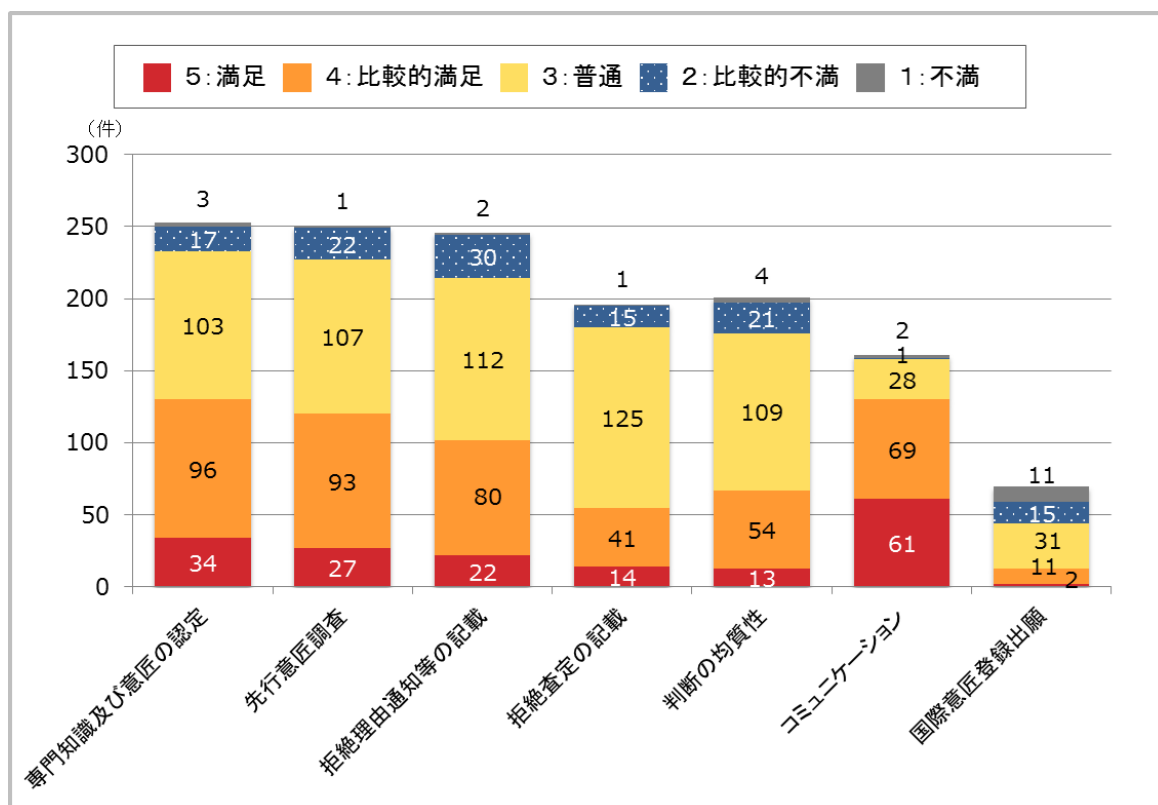


図2 個別項目への評価の度数分布

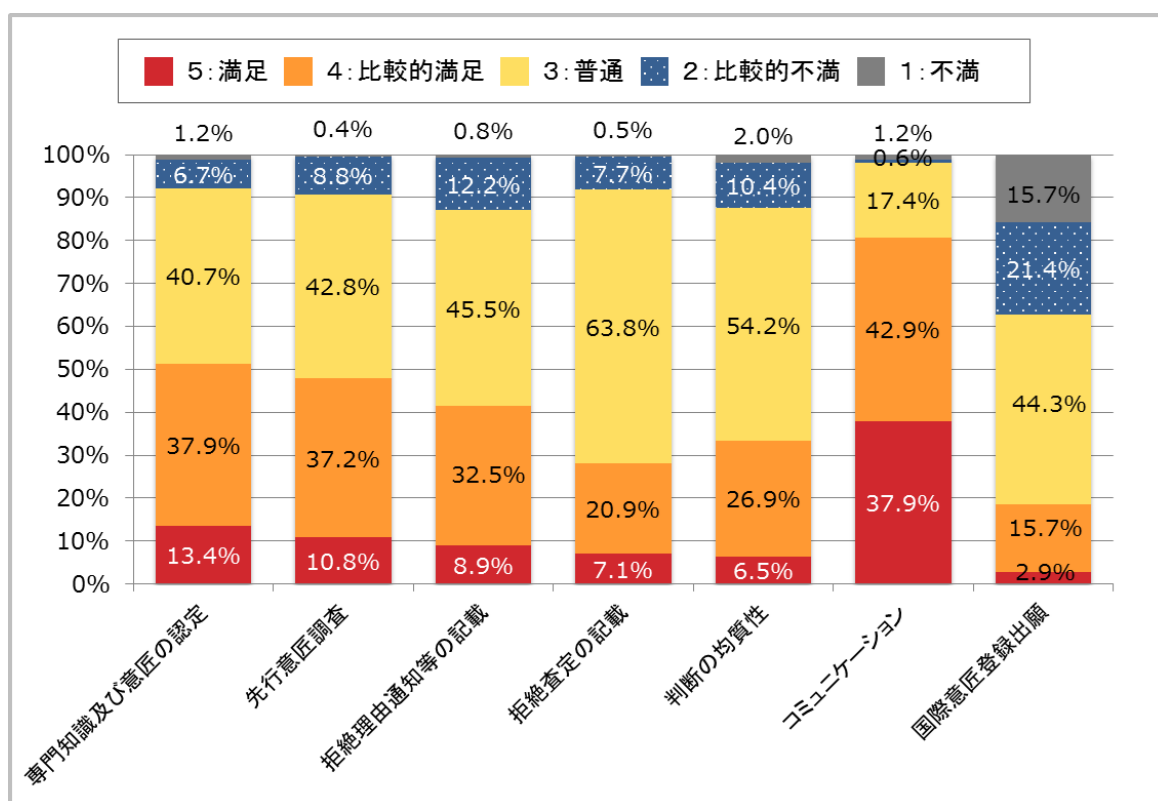


図3 個別項目への評価の割合

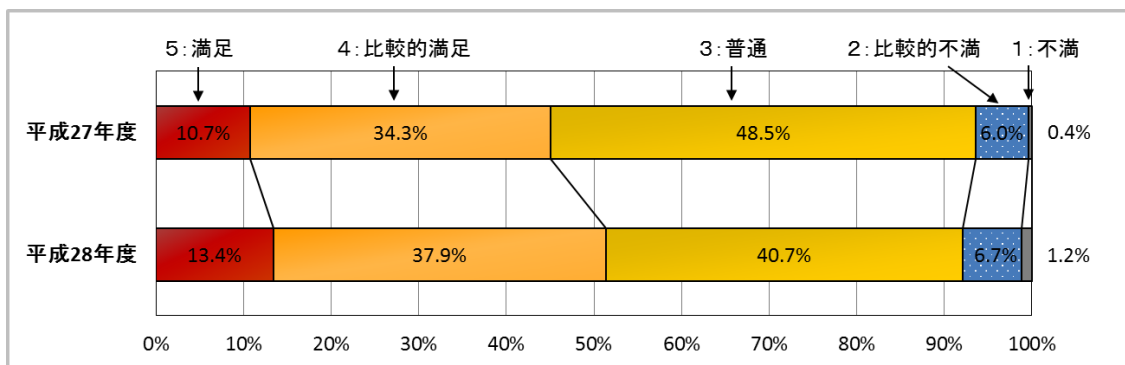


図4 専門知識及び意匠の認定

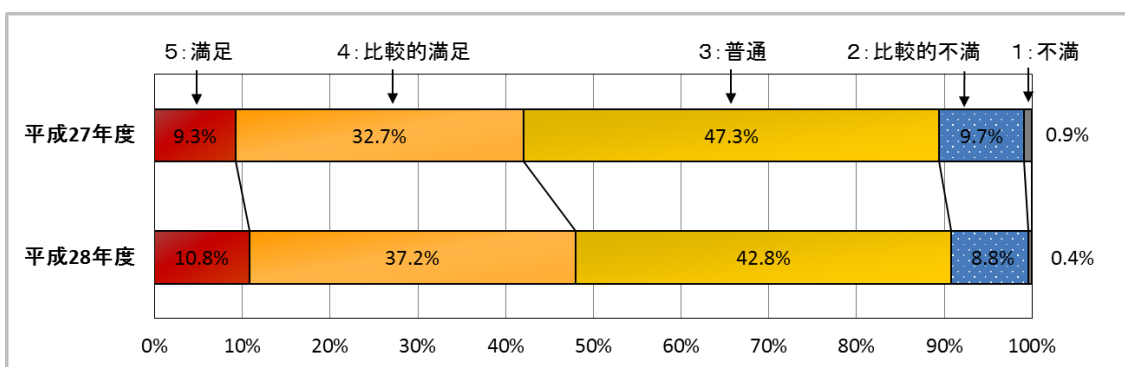


図5 先行意匠調査

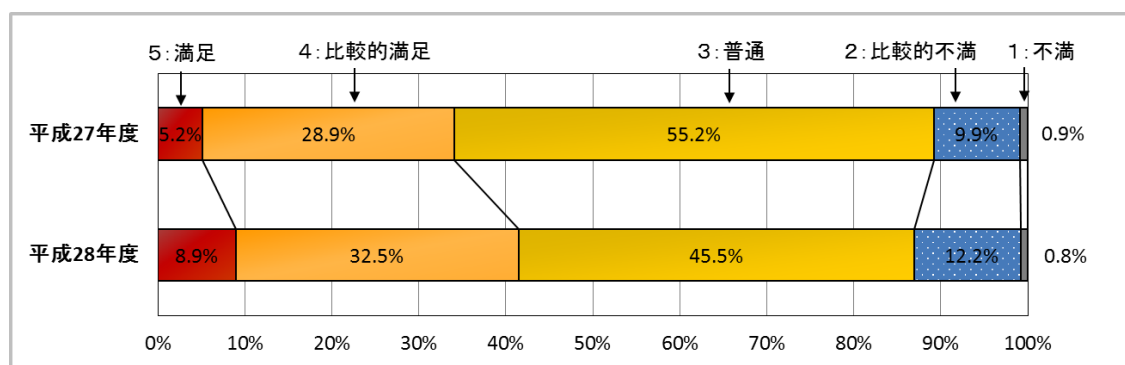


図6 拒絶理由通知の記載

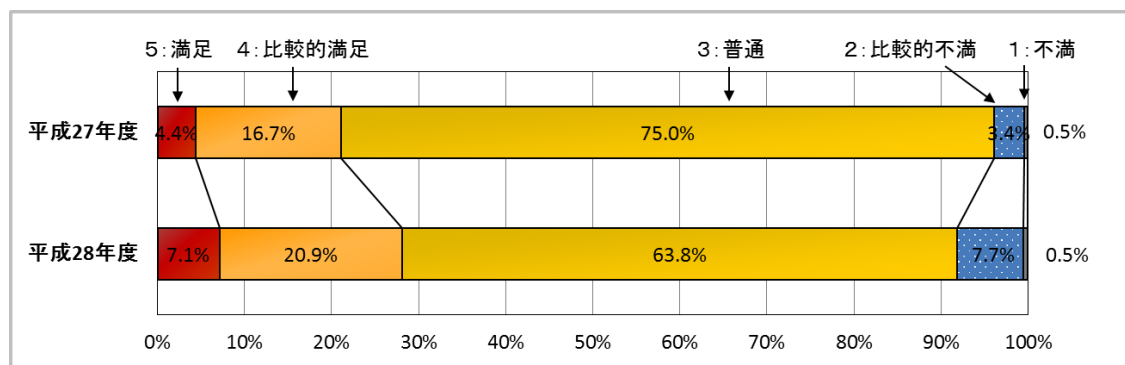


図7 拒絶査定の記載

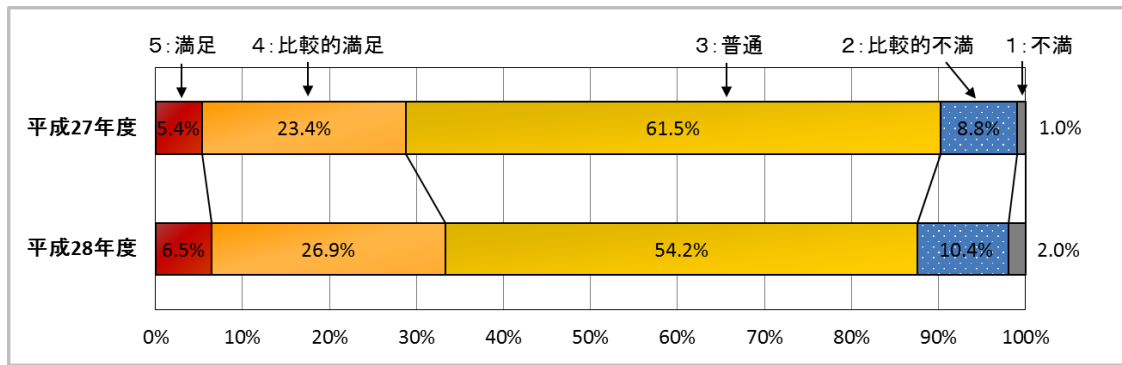


図 8 判断の均質性

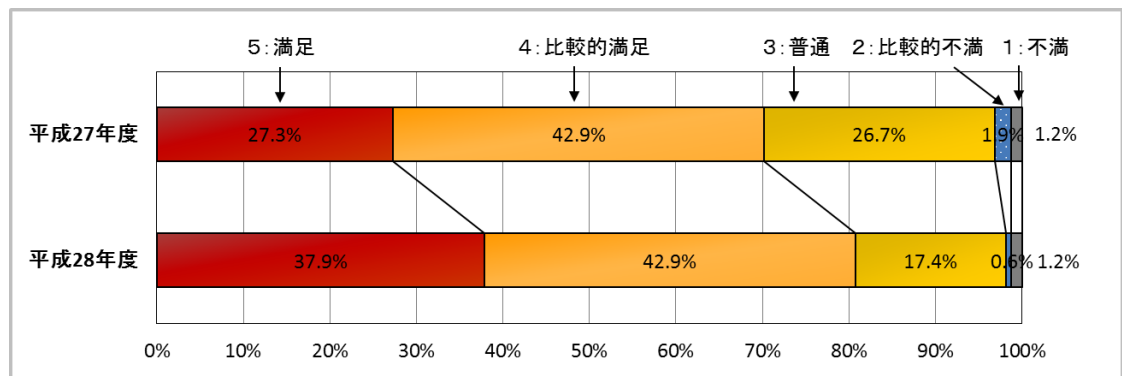


図 9 コミュニケーション

③意匠審査の質に関するコメントについて

- ・意匠審査の質について、審査全体に関するコメントが 150 件寄せられました。
- ・個別項目については、『専門知識及び意匠の認定』に関するコメントが 140 件、『先行意匠調査』に関するコメントが 124 件、『拒絶理由通知等の記載』に関するコメントが 140 件、『拒絶査定に記載』に関するコメントが 96 件、『判断の均質性』に関するコメントが 114 件、『コミュニケーション』に関するコメントが 107 件、『国際意匠登録出願』に関するコメントが 48 件、寄せられました。

図 10 は、意匠審査に関する全体としての質及び個別項目の質の自由記載欄におけるコメントの件数を集計したものです。

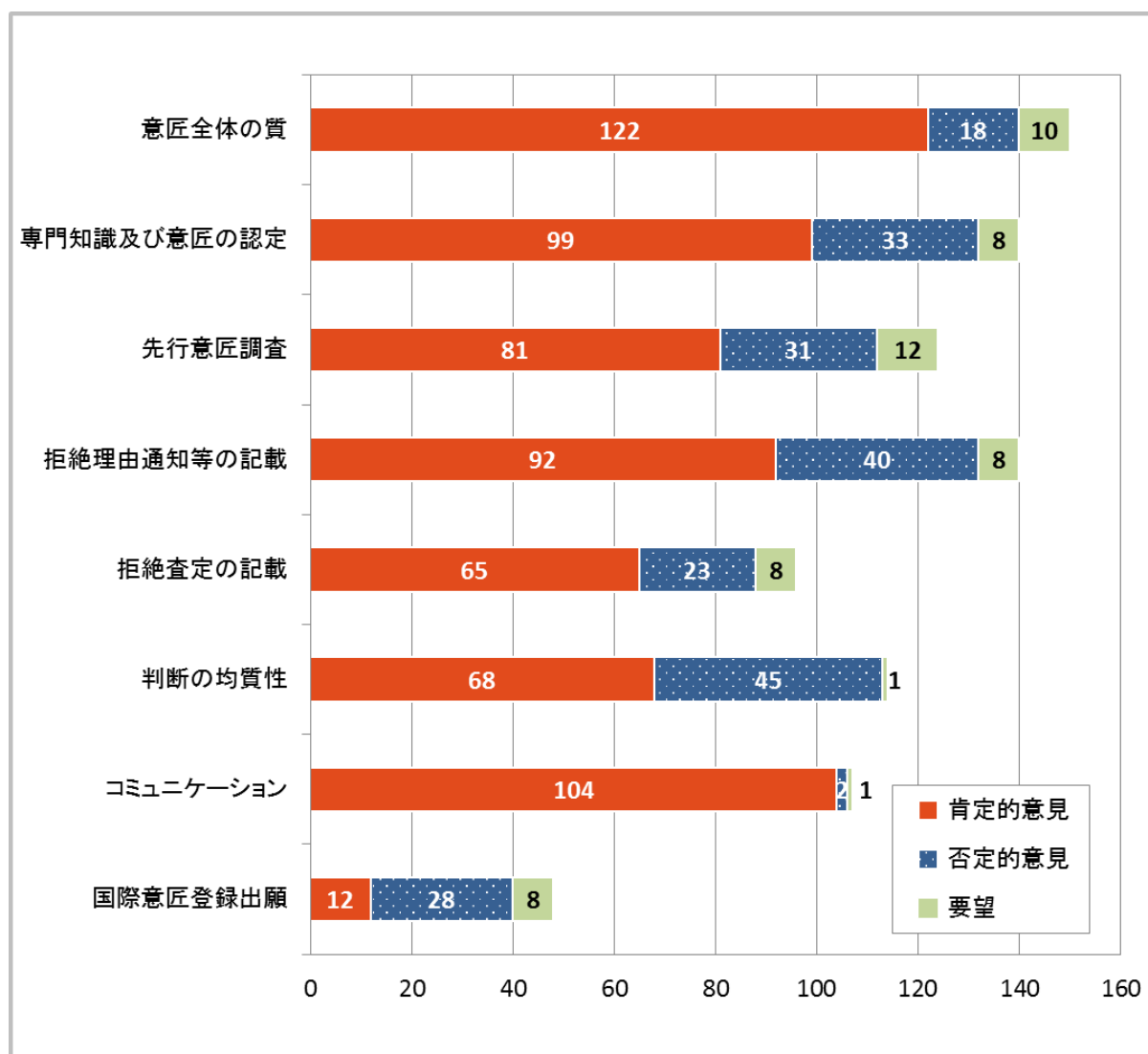


図 10 全体及び個別項目のコメント種別件数分布

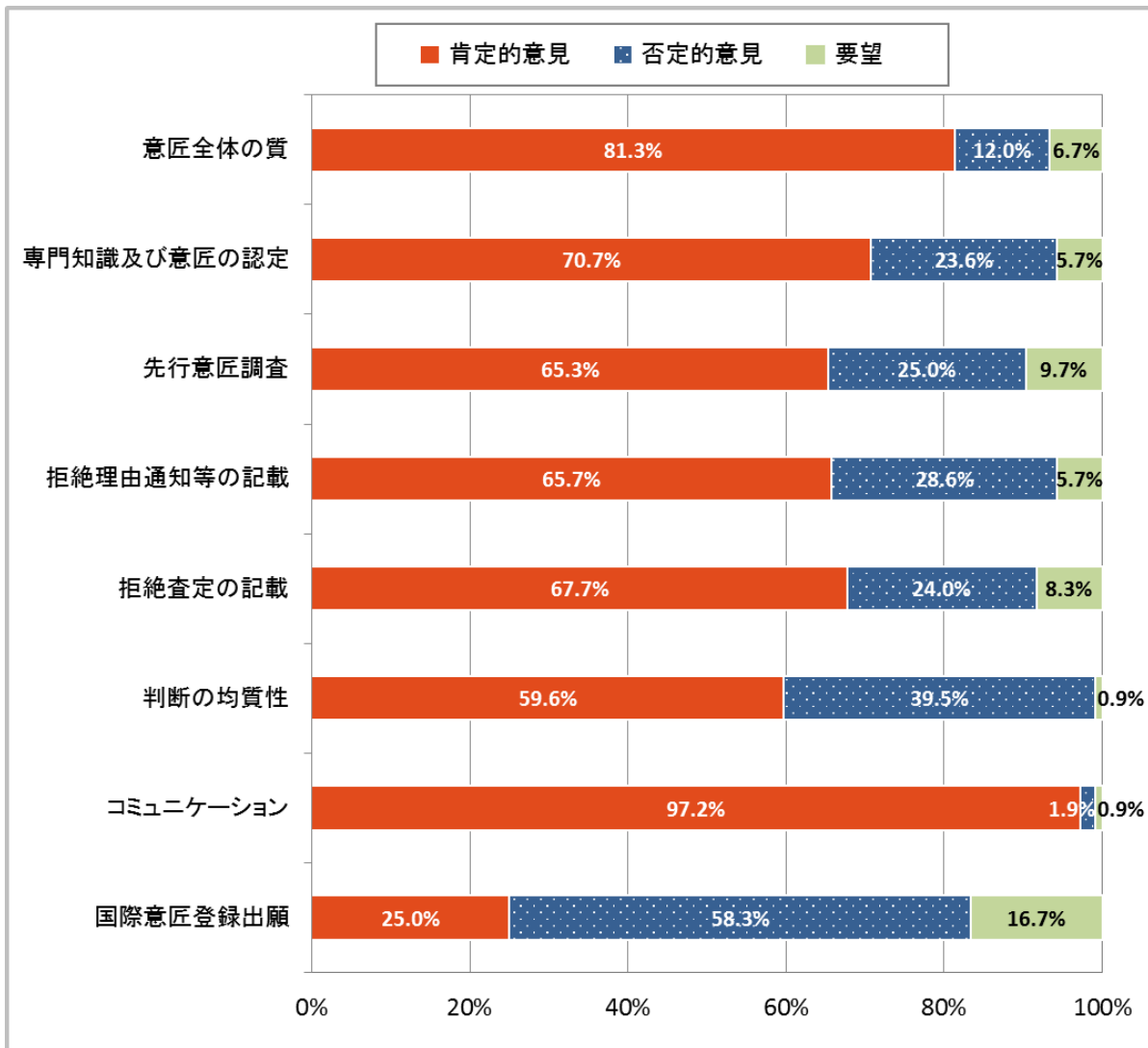


図 1 1 全体及び個別項目のコメント種別割合

各項目における回答者からの主なコメントは以下のとおりです。

(i) 意匠全体の質

【肯定的意見：122 件（81.3%）】

【否定的意見：18 件（12.0%）】

【要望：10 件（6.7%）】

(ii) 専門知識及び意匠の認定

【肯定的意見：99 件（70.7%）】

【否定的意見：33 件（23.6%）】

【要望：8 件（5.7%）】

【主なコメント】

- ・当業者ならば理解できる物品分野において、専門的な知識・理解がやや不足していると感じる
- ・製品によっては、より理解を深めていただきたいと感じることがある
- ・複数の関連意匠出願を行った際に、どの部分を要部と認定したのか審査結果から読み取ることが困難な事案があった
- ・使用態様を考慮して要部の認定をしていないと感じる時がある
- ・要部認定で、若干、当業者との認識のずれを感じることもあるが、それが不満とまではいいがたい印象である

(iii) 先行意匠調査

【肯定的意見：81 件（65.3%）】

【否定的意見：31 件（25.0%）】

【要望：12 件（9.7%）】

【主なコメント】

- ・意匠登録公報の調査については充実した調査が行われていると思うが、それ以外については不十分という感じがする
- ・サーチ範囲が広がってきている印象を受けるものの、カタログ等の非特許文献のサーチは依然として不十分であるように思う
- ・公報については特に問題はないが、カタログ、雑誌等の先行資料は写真が鮮明でない場合がある
- ・カタログ等の印刷物では一方向の意匠しか判別できないので、なるべく諸外国の公報を調べて、それを提示して欲しい
- ・特許情報プラットフォームで意匠公知資料を照会しても見ることができないものが多い

(iv) 拒絶理由通知等の記載

【肯定的意見：92 件（65.7%）】

【否定的意見：40 件（28.6%）】

【要望：8 件（5.7%）】

【主なコメント】

- ・代理人にとっては簡潔かつ明瞭に記載されているので、読んでいて分かりにくいということはないが、個人等にとっては、分かりにくいところもあるかと思う
- ・難しい表現を使われることがあり、理解に時間がかかったり、代理人に確認しなければならない場合がある
- ・納得できる内容が多いが、複数の案件のうち、何故この案件のみに拒絶理由通知が出されるのか理解できない場合がある
- ・判断理由や根拠等が、丁寧に記載してあり判りやすい
- ・引用意匠の写真等が不鮮明で特定しづらい場合がある
- ・ごくまれに、引用意匠との説明が多少不足していることにより、ミスリードの恐れがある表現があるように感じる

(v) 拒絶査定に記載

【肯定的意見：65 件（67.7%）】

【否定的意見：23 件（24.0%）】

【要望：8 件（8.3%）】

【主なコメント】

- ・意見書で述べた主張の一部について言及されていないことがあるため、より丁寧な記載を望む
- ・やや紋切型の書きぶりであるように感じる。意見書での出願人の主張に対する審査官の考えを、もう少し拒絶査定の中で示してほしい
- ・文章が難解な表現の場合があり、また、知財部や特許部を有しない企業等だと、分かりやすく説明する必要があるので、もっと平易な表現にしてほしい
- ・拒絶理由通知と同様、用語が難解であり、もう少し平易な文章を心がけて欲しい
- ・意見書中の主張内容を踏まえた記載はあるが、形式的なものが多いため、意見書記載の内容ではなぜ登録要件を満たさないのかより具体的に記載してほしい

(vi) 判断の均質性

【肯定的意見：68 件（59.6%）】

【否定的意見：45 件（39.5%）】

【要望：1 件（0.9%）】

【主なコメント】

- ・ 審判で登録となった案件が多く、審査段階で登録査定になっていれば無駄な費用・時間が発生しなくて済む
- ・ 拒絶査定不服審判の成立率がやや高いようにも感じるが、功罪があり一概に評価できない
- ・ 審査部と審判部で異なる判断がされた事例もあるため、権利の審査の均質性をお願いしたい
- ・ 分野ごと審査官がほぼ一人に固定されているため、前任者と後任者で類否判断が変わるように感じる
- ・ 均質性について概ね満足しているが、審査官による判断のばらつきを感じる場合がある

(vii) コミュニケーション

【肯定的意見：104 件（97.2%）】

【否定的意見：2 件（1.9%）】

【要望：1 件（0.9%）】

【主なコメント】

- ・ 審査官との面接や電話による連絡等のコミュニケーションは、代理人に限定せず代理人がついていたとしても知財部員でも対応できるよう緩和してほしい。

(viii) 国際意匠登録出願

【肯定的意見：12 件（25.0%）】

【否定的意見：28 件（58.3%）】

【要望：8 件（16.7%）】

【主なコメント】

- ・ 出願を検討している国が、ハーグ協定に加盟していない
- ・ 重視している中央アジア、東南アジア地域の加盟国が少なく、活用しにくい状況である
- ・ 国際出願は全て公開されることから、審査国で他者の登録意匠で拒絶された場合に係争リスクを露呈することになり、使いにくい

- ・利用していない。公開制度がネックとなり使いづらい
- ・日本で依頼を受けた時には優先権証明書の提出の期限がすでに経過しているケースがあった

④意匠審査の質に関する印象変化について

今年度から審査全体及び各個別項目について、どのように印象が変化したかを質問した結果、以下のようになりました。

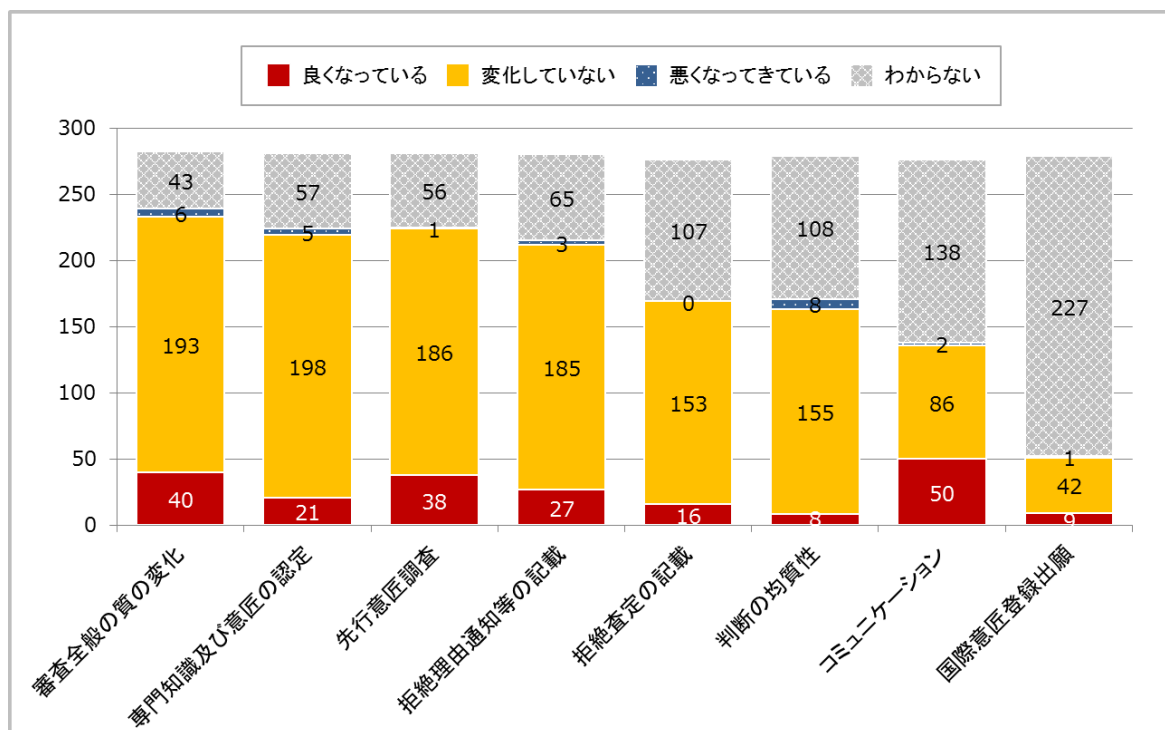


図 1 2 全体及び個別項目の印象変化の件数分布

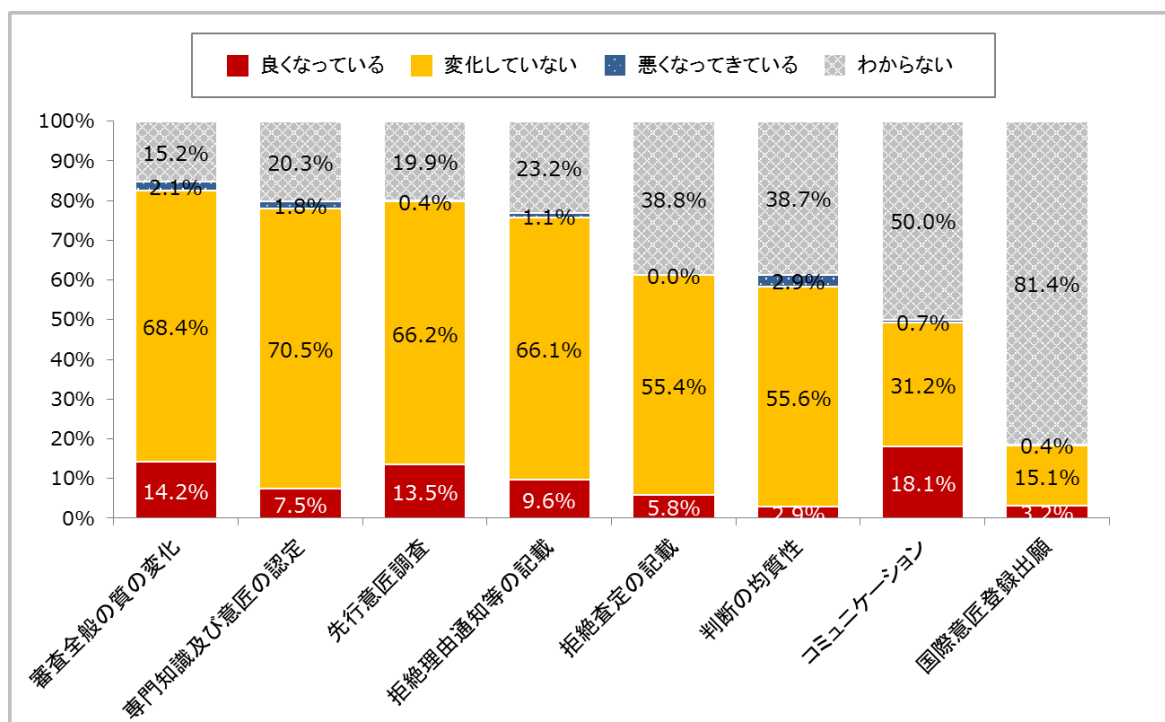


図 1 3 全体及び個別項目の印象変化の割合

それぞれの観点における主なコメントは以下のとおりです。

(i) 意匠全体の質

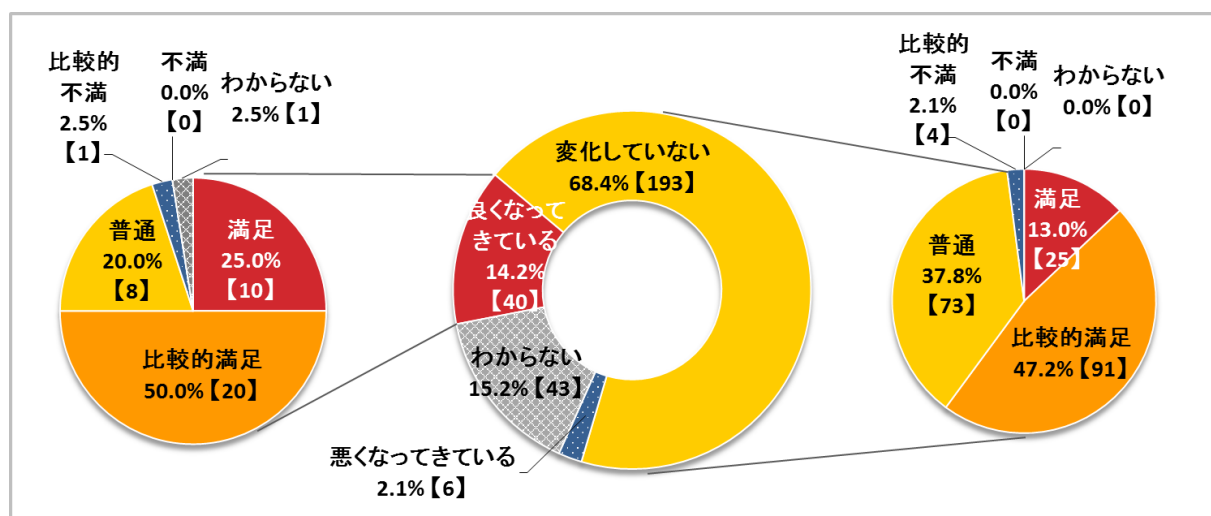


図 1 4 意匠審査全般の質の印象の変化

印象が「変化していない」と回答した者(グラフ中央)(68.4%)のうち、5段階評価で「比較的満足」以上と回答したのは60.2%となりました。

【主なコメント】

- ・もともと審査内容に不満はなく、いい意味での変化無し
- ・直近1年は特に変化していないが、数年前より良くなっている
- ・ここ数年は、一定して、納得のいく審査がされていると思う
- ・質を低下させることなく審査及び処理が早くなっていると感じる

(ii) 専門知識及び意匠の認定

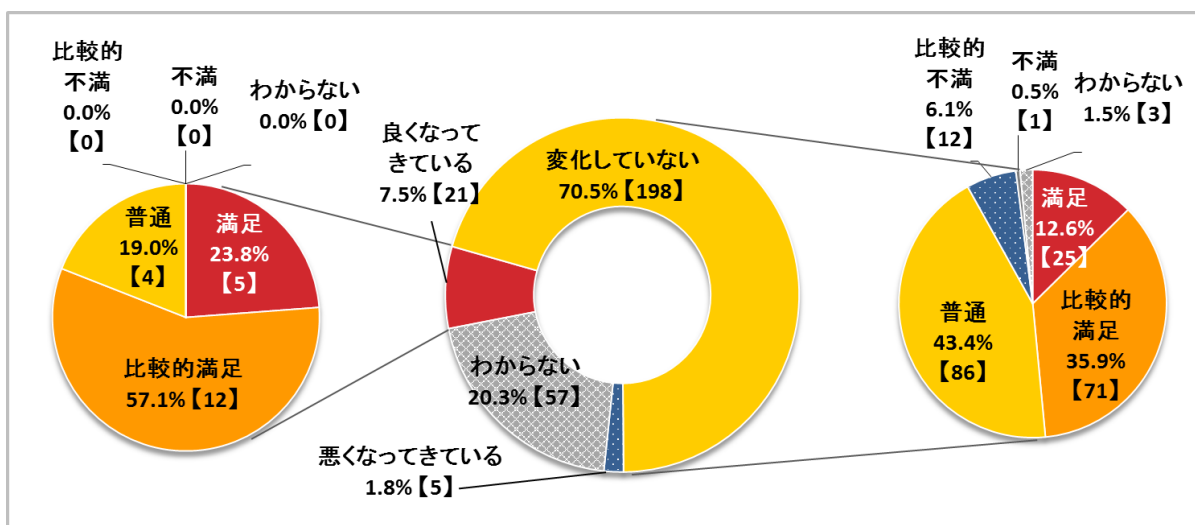


図 1 5 専門知識及び意匠の認定の印象の変化

印象が「変化していない」と回答した者(グラフ中央)(70.5%)のうち、5段階評価で「比較的満足」以上と回答したのは48.5%となりました。

【主なコメント】

- ・特に変わりなく、質の高い認定をしていただけている
- ・一定の専門知識を有していると思う
- ・概ね審査分野における物品の理解はされており、不慣れな物品については積極的に勉強しようとしている審査官が多いと思う
- ・同じ分野の審査を続けることで、知識が蓄えられていると思う

(iii) 先行意匠調査

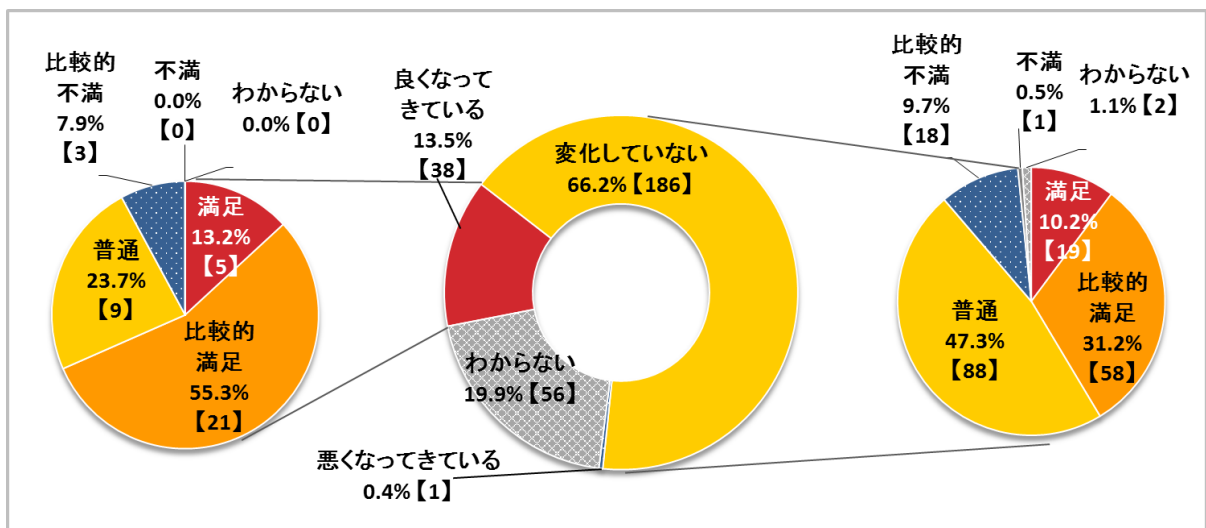


図 16 先行意匠調査の印象の変化

印象が「変化していない」と回答した者(グラフ中央)(66.2%)のうち、5段階評価で「比較的満足」以上と回答したのは41.4%となりました。

【主なコメント】

- ・先行意匠の調査精度は高い状態を維持していると思う
- ・以前より、登録・拒絶いずれの査定にも納得している
- ・意匠公報以外の引例が増えてきているように感じる
- ・先行意匠調査に関する通知書は、非常に良い取り組みだと思う

(iv) 拒絶理由通知等の記載

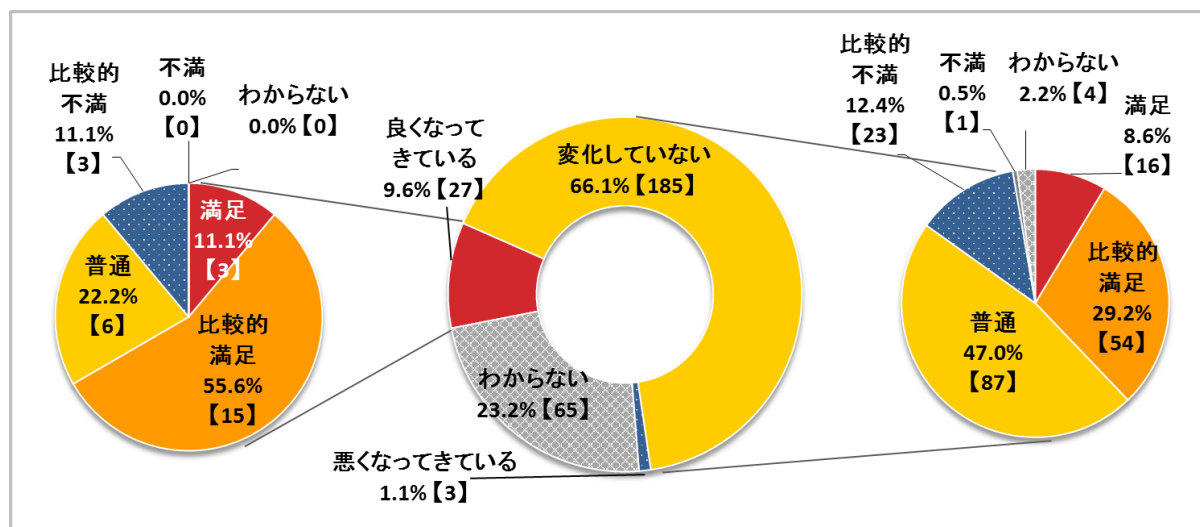


図 17 拒絶理由通知等の記載の印象の変化

印象が「変化していない」と回答した者(グラフ中央)(66.1%)のうち、5段階評価で「比較的満足」以上と回答したのは 37.8%となりました。

【主なコメント】

- ・納得のいくものが継続できていると思う
- ・記載が丁寧になっていることから、担当審査官の考え自体は理解しやすくなったと感じる
- ・以前に比べて文章が平易で読みやすくなったように感じる
- ・従来から問題がないと感じる

(v) 拒絶査定の記事

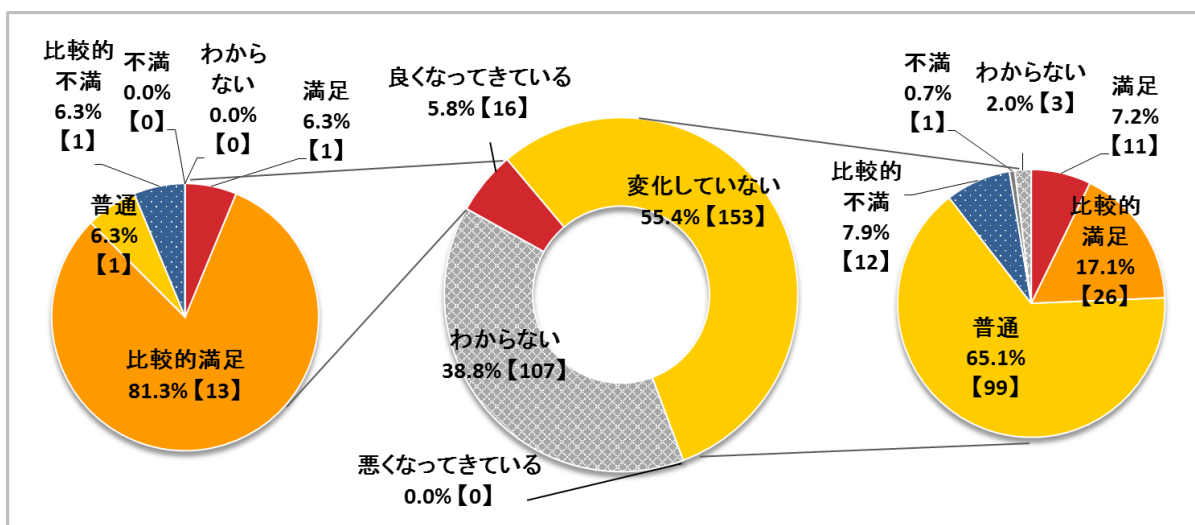


図 18 拒絶査定の記載の印象の変化

印象が「変化していない」と回答した者(グラフ中央)(55.4%)のうち、5段階評価で「比較的満足」以上と回答したのは24.3%となりました。

【主なコメント】

- ・ 良い状態を継続していると思う
- ・ 最近受けた拒絶査定は納得の出来る査定内容であった
- ・ 拒絶査定の内容が詳細になった
- ・ 意見書に対する審査官の判断が明示されているものが増えている印象を受ける

(vi) 判断の均質性

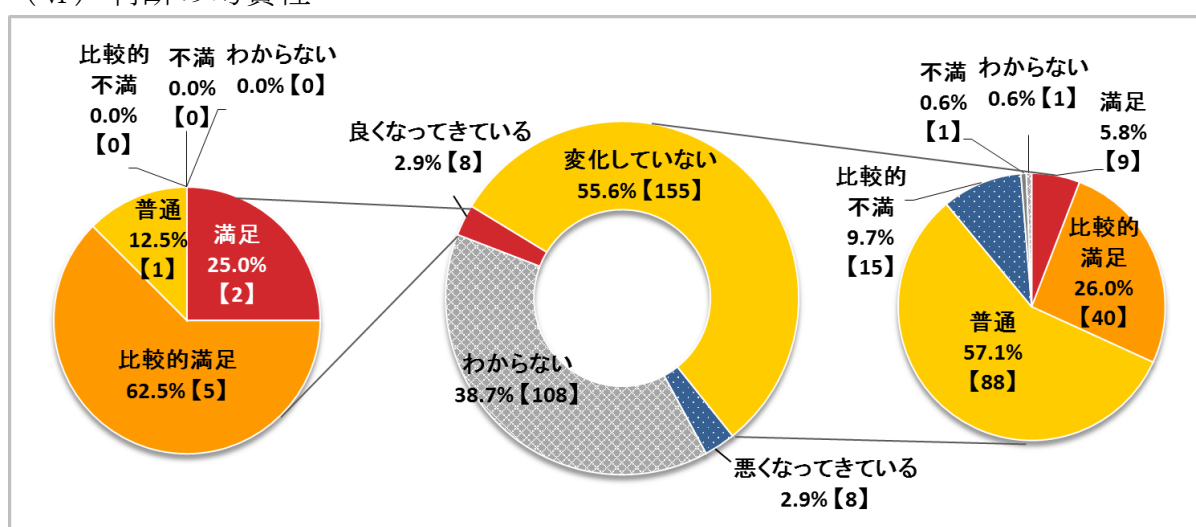


図 19 判断の均質性の印象の変化

印象が「変化していない」と回答した者(グラフ中央)(55.6%)のうち、5段階評価で「比較的満足」以上と回答したのは31.8%となりました。

【主なコメント】

- ・ 以前から問題あると考えていない
- ・ 判断の均質性が維持されていると思う
- ・ 判断の差異は小さい状態を維持していると思う

(vii) コミュニケーション

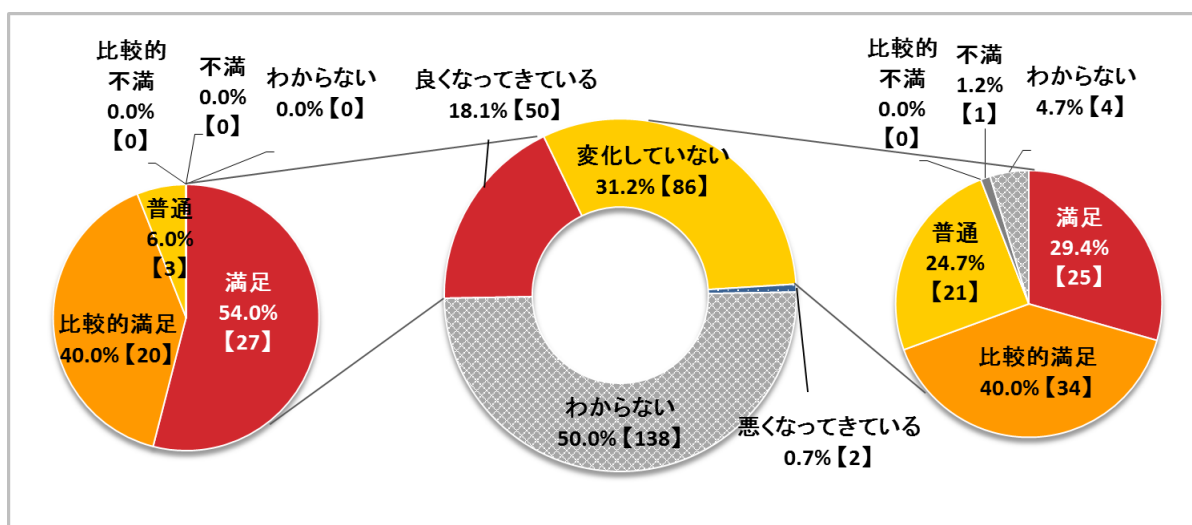


図 20 コミュニケーションの印象の変化

印象が「変化していない」と回答した者(グラフ中央)(31.2%)のうち、5段階評価で「比較的満足」以上と回答したのは69.4%となりました。

【主なコメント】

- ・ 以前より丁寧に対応していただいているので特段変化は感じない
- ・ 以前と変わらず、分かりやすい回答で助かっている
- ・ 些細な質問にも丁寧に対応していただいている
- ・ 年々良くなっている印象がある

(viii) 国際意匠登録出願

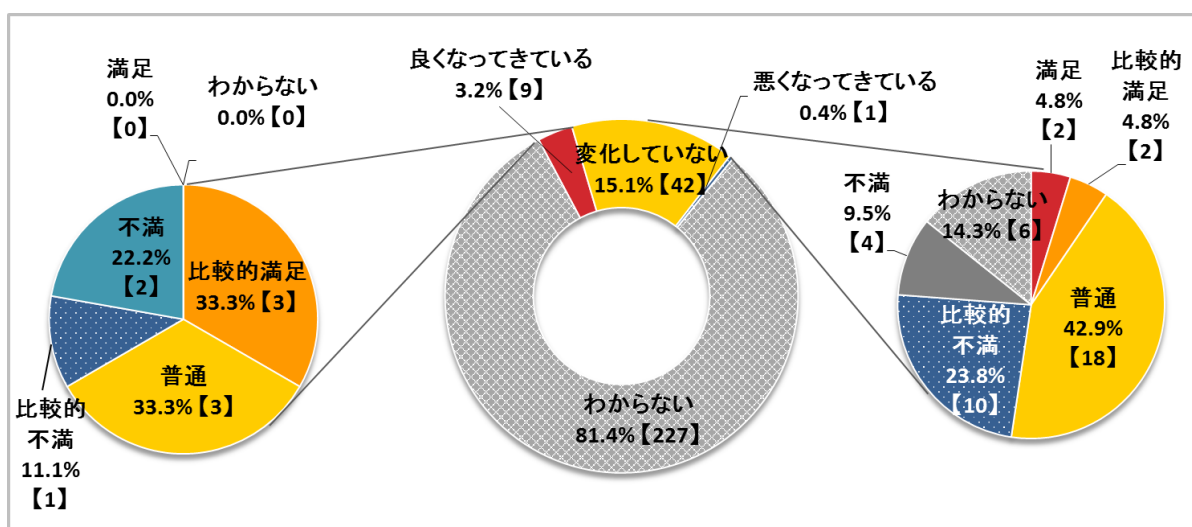


図 21 国際意匠登録出願の印象の変化

印象が「変化していない」と回答した者(グラフ中央)(15.1%)のうち、5段階評価で「比較的満足」以上と回答したのは9.6%となりました。

【主なコメント】

- ・ハーグルートでの複数国への意匠出願が行えるようになったため
- ・日本が加盟してから、特に状況等が変わっていないと思う
- ・拒絶になるか否かに関係なく公開されてしまうため利用しにくい

⑤特に充実した審査に向け注力すべき項目について

- ・特許庁として充実した審査に向けて特に注力すべき項目に関して質問した結果、最も注力すべき項目として、「専門知識及び意匠の認定」（回答数：57 者）が示されました。

表 3 は、個別項目から特許庁として充実した審査に向けて特に注力すべき項目を集計したものです。複数の選択を可としました。

表 3 注力すべき項目

項目	回答数
専門知識及び意匠の認定	57
先行意匠調査	50
拒絶理由通知の記載	49
拒絶査定に記載	22
判断の均質性	54
コミュニケーション	24
国際意匠登録出願	26

（回答数合計：282(複数回答可)）

また、それぞれの観点における自由記載欄の主なコメントは以下のとおりです。

（i）「専門知識及び意匠の認定」選択者のコメント

- ・意匠の実体的な判断に欠かせない
- ・日々技術は進歩しており、要旨の的確な認定を今後も維持していただきたい
- ・物品の違いについての理解を深めていただきたい
- ・担当する物品分野における基本的な知識を頭に入れた上で審査をしていただきたい
- ・審査官の物品分野における専門知識がやや低いと感じることがあり、より専門知識の向上に努めていただきたい

（ii）「先行意匠調査」選択者のコメント

- ・審査の質を上げるためには十分な先行意匠調査がなされていることが重要であると思うため
- ・登録性を判断するには、適切な公知資料との対比が重要なため
- ・意匠出願により、過去に権利があるか確認したいため

(iii) 「拒絶理由通知等の記載」 選択者のコメント

- ・ 本意匠と関連意匠との類否判断において、客観的根拠が示されないことが多い
- ・ 新規性／創作非容易性の判断において、適切な引例に基づいて、納得のいく根拠・理由の説明を希望する
- ・ 引き続き、理由・根拠等について丁寧な説明をお願いしたい
- ・ 補正により登録できるのであれば、分かりやすい（出来れば具体的に）記載をお願いしたい

(iv) 「拒絶査定の記載」 選択者のコメント

- ・ 意見書に対する応答内容を充実させていただきたい
- ・ 単純な記載ではなく、具体的に判断理由を明記させていただきたい

(v) 「判断の均質性」 選択者のコメント

- ・ 時代背景や分野の状況により、類似・非類似の判断が難しいし、変化してくると思われるので常に注力しておく必要がある
- ・ 審査官によって判断が分かれると、権利範囲の予見性に重大な影響を与える
- ・ 先の登録事例を踏まえ、物品の特性（需要者がどの点を要部としているか）を十分に考慮した類否判断をお願いしたい
- ・ 意匠の類否判断の均質性については、永遠のテーマだと思う
- ・ 非常に難しいと思うが、審査官間の均質性をもっと進めていただきたい

(vi) 「コミュニケーション」 選択者のコメント

- ・ コミュニケーションを取ることで質・速度のパフォーマンスが向上すると思料する
- ・ 拒絶理由通知を受けた際、意見書だけではうまく書き表せないような部分を直接審査官に伝え補うことで、登録へと導くことが出来る。本来登録になるべき意匠が、拒絶を受け登録となっていない可能性があり、そのようなケースを審査官との面談等で解消していくことで権利化促進できる

(vii) 「国際意匠登録出願」 選択者のコメント

- ・ グローバル化が進むのでハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願について、特に注力いただきたい
- ・ 意匠でも特許のようにデジタルアクセスサービス（DAS）が使えるようにしてほしい

⑥他国特許庁との比較について

(i) 他国特許庁よりも優れている点

意匠審査の質について、日本国特許庁の方が他国の特許庁よりも優れていると感じる点として寄せられた主なコメントは以下のとおりですが、その多くが昨年度と同様な内容でした。

- ・ 審査主義である（実体審査を行っている）《昨年度と同様》
- ・ 審査が早い《昨年度と同様》
- ・ 審査官の判断の均質性《昨年度と同様》
- ・ 先行意匠調査の質及び量が優れている《昨年度と同様》
- ・ 拒絶理由通知書への判断理由の記載が丁寧である《昨年度と同様》
- ・ 意匠の認定、物品分野に関する理解力・専門知識が優れている《昨年度と同様》
- ・ 物品ごとの審査スケジュールが明確
- ・ 公知資料の収集範囲及び量

(ii) 他国の特許庁が優れている点

意匠審査の質について、日本国特許庁よりも他国の特許庁が優れていると感じる点として寄せられた、主なコメントは以下のとおりです。

(i) 米国特許商標庁（USPTO）

- ・ 先行意匠調査の調査範囲が広いと感じる
- ・ デザインの細部による相違（デザイナーのこだわり部分）の認定

(ii) 韓国特許庁（KIPO）

- ・ 類似の範囲の認定が広い（日本で関連意匠として登録できなかった案件が韓国では登録された）

(iii) 欧州連合知的財産庁（EUIPO）

- ・ 出願形式が自由で、審査も柔軟であるように思う

⑦意匠審査の質に関するその他の意見・要望について

意匠審査の質に関する主なコメント及びその他の意見・要望に関する主なコメントは以下のとおりです。

(i) 意匠審査の質に関するコメント

- ・引き続き、ユーザーフレンドリーな対応を希望する
- ・外観だけではなく、出願人の意図や何が要部かを参酌した審査をしてほしい
- ・図面のサイズについて、より大きなサイズを扱えるようにしてほしい、外国特許庁と合わせてほしい
- ・先行意匠調査に関する通知書に挙げられている文献を J-PlatPat で意匠公知資料照会をしても、著作権の関係からほとんど見ることが出来ない、参照できるようにしてほしい。

(ii) その他コメント

- ・最近 1 年程度の印象の変化、に関する質問が分かりづらい（過去に対してここ 1 年の印象の変化なのか、ここ 1 年の間での印象の変化なのか）（従来から問題ない(安定している)場合は「良くなっている」なのか「変化していない」なのか）
- ・チェックボックスによる回答（その他チェックで文章記入による回答）形式を希望
- ・アンケート送付時期を分散させて欲しい

（２）特定の意匠登録出願³における審査の質に関する調査（Ｂ票）の集計結果

特定の出願における意匠出願の質について、ここ１～２年のうちに出願された案件の中で、最終処分が確定したものについて、審査の質に関してお答えいただける場合に、出願番号または登録番号と、その意匠に係る物品を記入の上、回答いただきました。

①調査対象案件における意匠審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について

- ・回答者が抽出し、調査対象となった意匠出願における審査に関する全体としての質の評価（全体評価）において、「普通」以上の評価の割合は 75.6%（前年から 4 ポイント上昇）であり、そのうち、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせると 59.9%（前年から 2.9 ポイント上昇）と過半数を占めました。

表４は、調査対象となった特定の意匠出願における審査について、全体としてどのように感じているか、５段階評価を集計したものです。

表４ 全体評価（特定出願）

５段階評価	回答数	割合	(参考) 昨年度の割合
満足	53	30.8%	29.2%
比較的満足	50	29.1%	27.8%
普通	27	15.7%	14.6%
比較的不満	32	18.6%	22.2%
不満	10	5.8%	6.3%
無回答	2	—	—
合計	174	100%	100%

³ 意匠のユーザー評価調査では、Ｂ票における調査対象案件は回答者自らが自己の出願案件から選び、回答していただきました。

②調査対象案件における意匠審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について（最終処分の集計）

- ・「即登録査定」案件については、「満足」「比較的満足」の割合が 60.4%となり、前年（63.4%）から 3 ポイント減少したものの、「比較的不満」「不満」の割合（12.5%）も前年（17.1%）より 4.6 ポイント減少しました。
- ・「意見後登録査定」案件については、「満足」「比較的満足」の割合が 66.2%となり、前年（69.1%）から 2.9 ポイント減少し、「比較的不満」「不満」の割合（20.5%）は前年（15.8%）より 4.7 ポイント上昇しました。
- ・「拒絶査定」案件については、「満足」「比較的満足」の割合が 50.0%となり、前年（38.1%）から 11.9 ポイント上昇し、「比較的不満」「不満」の割合（44.5%）は前年（52.3%）より 7.8 ポイント減少しました。
- ・「満足」と「比較的満足」の評価が多かった案件状態は、「意見後登録査定」案件（66.2%：55 件）＞「即登録査定」案件（60.4%：29 件）＞「拒絶査定」案件（50.0%：18 件）の順で高くなりました。

表 5 から表 7 は、調査対象となった特定の意匠出願についての評価（全体評価）を、最終処分別に集計したものです。

ここでは最終処分別について、以下の 3 種類に分けて集計を行いました。

「即登録査定」案件　：拒絶理由が通知されることなく、登録査定がなされた案件。

「意見後登録査定」案件：拒絶理由が通知されたものの、その後、意見書や手続補正書の提出により当該理由が解消されたことによって、登録査定がなされた案件。

「拒絶査定」案件　　：拒絶査定がなされた案件。

表 5 全体評価（「即登録査定」）

5段階評価	回答数	割合	(参考) 昨年度の割合
満足	22	45.8%	29.3%
比較的満足	7	14.6%	34.1%
普通	13	27.1%	19.5%
比較的不満	4	8.3%	12.2%
不満	2	4.2%	4.9%
無回答	2	—	—
合計	50	100.0%	100%

表 6 全体評価（「意見後登録査定」）

5段階評価	回答数	割合	(参考) 昨年度の割合
満足	27	32.5%	45.5%
比較的満足	28	33.7%	23.6%
普通	11	13.3%	14.5%
比較的不満	14	16.9%	12.2%
不満	3	3.6%	3.6%
無回答	0	—	—
合計	83	100.0%	100%

表 7 全体評価（「拒絶査定」）

5段階評価	回答数	割合	(参考) 昨年度の割合
満足	4	11.1%	9.5%
比較的満足	14	38.9%	28.6%
普通	2	5.6%	9.5%
比較的不満	11	30.6%	45.2%
不満	5	13.9%	7.1%
無回答	0	—	—
合計	36	100.0%	100%

③調査対象案件における意匠審査の質について（拒絶理由別の集計）

- ・新規性無しとして拒絶理由通知を受けた案件のうち、意匠公報に基づいて新規性無しとされた案件については、「満足」「比較的満足」の割合が 50.0% となり、前年（42.2%）から 7.8 ポイント上昇し、「比較的不満」「不満」の割合（33.3%）は前年（42.1%）より 8.8 ポイント減少しました。
- ・一般資料に基づいて新規性無しとされた案件については、「満足」「比較的満足」の割合が 66.6% となり、前年（62.5%）から 4.1 ポイント上昇し、「比較的不満」「不満」の割合（33.4%）は前年（25.1%）より 8.3 ポイント上昇しました。

図 2 2 は、調査対象となった特定の意匠出願において、通知された拒絶理由通知別に分類して集計したものです。

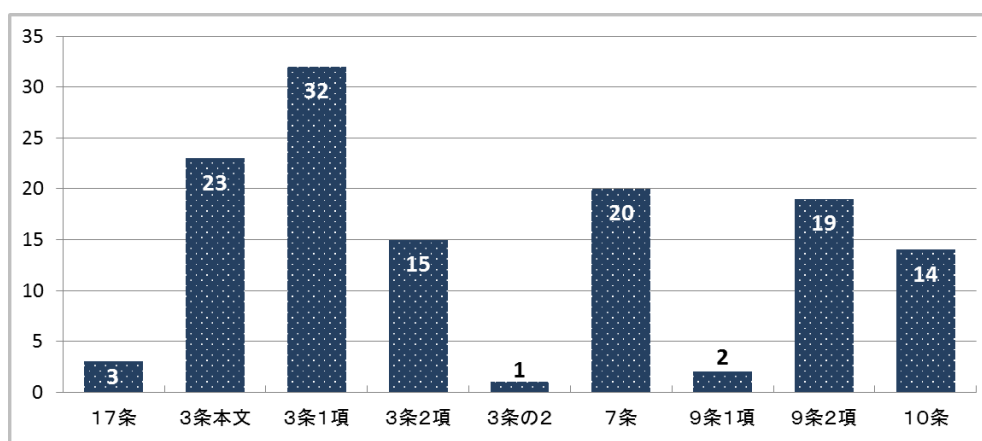


図 2 2 調査対象案件の拒絶理由通知の分類（件数）

意匠法第 3 条第 1 項「新規性」に対する引用文献について、以下の 2 種類に分けて集計を行いました。

「意匠公報記載」案件：意匠公報により新規性無しとの拒絶理由が通知された案件。

「資料記載」案件：一般資料により新規性無しとの拒絶理由が通知された案件

表 8 全体評価（「意匠公報記載」）

5段階評価	回答数	割合	(参考) 昨年度の割合
満足	3	25.0%	21.1%
比較的満足	3	25.0%	21.1%
普通	2	16.7%	15.8%
比較的不満	3	25.0%	42.1%
不満	1	8.3%	0%
合計	12	100%	100%

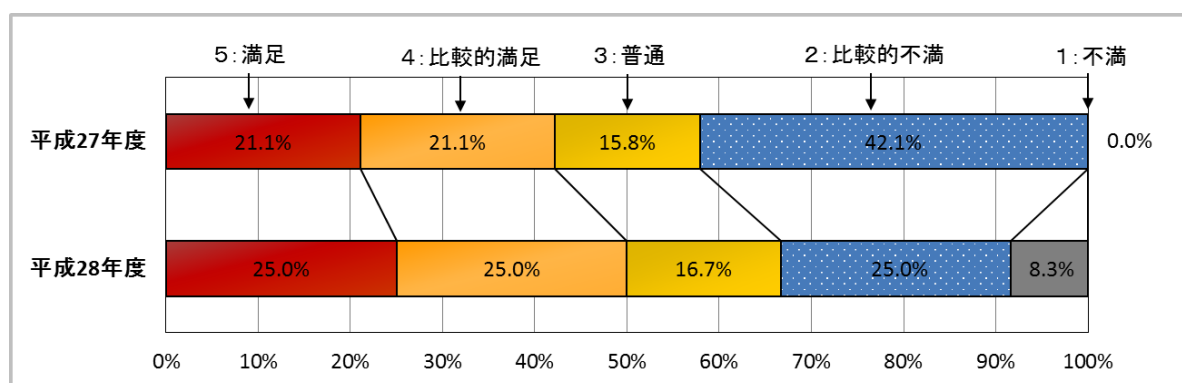


図 2 3 全体評価（「意匠公報記載」）

表 9 全体評価（「資料記載」）

5段階評価	回答数	割合	(参考) 昨年度の割合
満足	5	33.3%	12.5%
比較的満足	5	33.3%	50.0%
普通	0	0.0%	12.5%
比較的不満	4	26.7%	18.8%
不満	1	6.7%	6.3%
合計	15	100%	100%

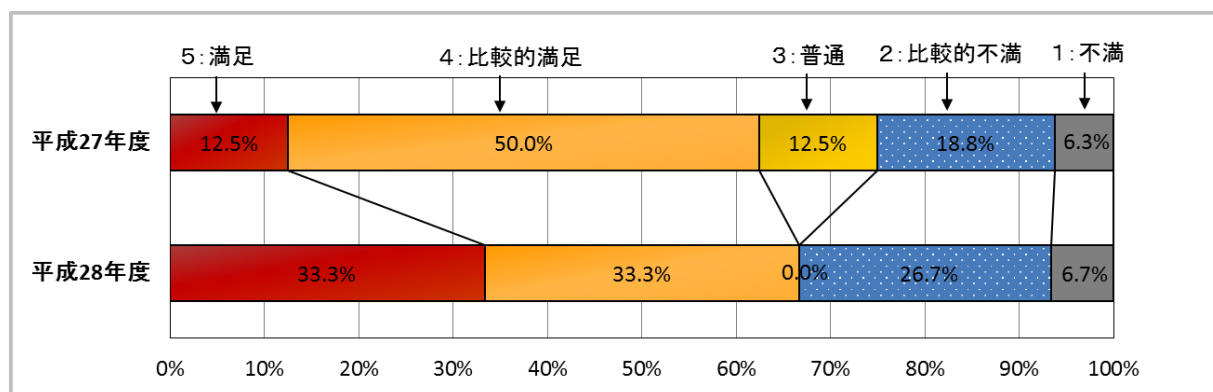


図 2 4 全体評価（「資料記載」）

④調査対象案件における意匠審査の質に満足している理由について

- ・意匠審査の質に関して満足している理由として、「拒絶理由通知／拒絶査定に記載内容が丁寧でわかり易い」及び「審査官とのコミュニケーションが有用であった」点について多くの支持を得られました。
- ・「拒絶理由通知／拒絶査定に記載内容が丁寧でわかり易い」については、満足している割合が 34.7%となり、前年（28.8%）より 5.9 ポイント上昇しました。
- ・「審査官とのコミュニケーションが有用である」については、満足している割合が 25.7%となり、前年（31.4%）より 5.7 ポイント減少しましたが回答数は昨年と同数（37 件）でした。

表 10 は、調査対象となった特定の意匠出願における審査の質について満足している（５段階評価で「満足」「比較的満足」）理由について集計をしたものです。

表 10 審査の質について満足している理由

項目	回答数	割合	(参考) 昨年度の割合
拒絶理由通知／拒絶査定に記載内容が丁寧でわかり易い	50	34.7%	28.8%
新規性・創作性に関する判断が適切である	17	11.8%	22.0%
サーチ範囲・サーチ結果が適切である	27	18.8%	10.2%
審査官とのコミュニケーションが有用であった	37	25.7%	31.4%
その他	13	9.0%	7.6%
合計	144	100.0%	100%

それぞれの観点における自由記載欄の主なコメントは以下のとおりです。

- (i) 「拒絶理由通知／拒絶査定に記載内容が丁寧でわかり易い」
 - ・拒絶理由通知が理解しやすく指摘されており納得できるものだった
 - ・類否判断について、記載内容が細かく丁寧な説明で分かりやすかった
 - ・関連意匠としての類似が認められない点が丁寧に書かれていた
- (ii) 「新規性・創作性に関する判断が適切である」
 - ・創作容易性などの判断に参考にした意匠など判断を明確に記載しており、分かりやすかった
 - ・拒絶理由通知に本願意匠と引用意匠との対比が詳細に記載されており、何がポイントとなって判断されたのかが分かりやすかった

(iii) 「サーチ範囲・サーチ結果が適切である」

- ・ 先行意匠がカタログ等からも挙げられており、先行意匠調査が十分になされているように感じた
- ・ 調査範囲が広く、丁寧にサーチしていると感じた
- ・ 参考文献に自分たちが先行意匠調査した以上のものが挙げられていた

(iv) 「審査官とのコミュニケーションが有用であった」

- ・ 面接時にサンプルを用いて引用文献との違いを認識していただいた
- ・ 出願人側から面接を希望し、出願人の意図を説明するとともに、特許庁の類否判断の考え方も聞くことができ、互いの意図をよく理解できた好事例であった
- ・ 面接の際に審査官から要部認定の判断の方法の教示や補正の示唆があり、今後の意匠出願の参考になった

(v) 「その他」

- ・ 拒絶理由通知なく、スムーズに登録査定となった

なお、最終的に拒絶査定になった案件を選択した回答者からも、「満足」「比較的満足」を選択した回答もありました。主なコメントは以下のとおりです。

- ・ 拒絶理由通知書が理解しやすく指摘されており、納得できるものであった
- ・ 本願意匠と引用意匠との共通点・差異点の認定、需要者の印象の認定が的確になされていた
- ・ 自社の過去意匠の権利範囲であることが確認できた

⑤調査対象案件における意匠審査の質に不満がある理由について

- ・不満がある具体的な理由として、拒絶理由通知・登録査定・拒絶査定の全てにおいて「拒絶理由通知の記載内容の理解困難」が挙げられました（拒絶理由通知：16件、登録査定：4件、拒絶査定：12件）。

表1-1及び図2-5は、調査対象となった特定の意匠出願における審査の質について不満がある（5段階評価で「不満」「比較的不満」）理由について、手続別に集計をしたものです。

表1-1 審査の質について不満がある理由

不満がある理由	拒絶理由通知	登録査定	拒絶査定
拒絶理由通知の記載内容の理解困難	16(36%)	4(50%)	12(52%)
拒絶査定の記載内容の理解困難	—	—	1(4%)
工業上利用性の説明が不十分	3(7%)	0(0%)	6(26%)
新規性欠如理由の説明が不十分	4(9%)	0(0%)	0(0%)
創作性欠如理由の説明が不十分	5(11%)	0(0%)	0(0%)
新規性における引用文献が多すぎる	0(0%)	0(0%)	4(17%)
サーチ範囲・結果に不満	2(5%)	0(0%)	0(0%)
登録公報の掲載参考文献が多すぎる	—	2(25%)	—
登録公報の掲載参考文献が少なすぎる	—	0(0%)	—
審査官とのコミュニケーションに不満	3(7%)	2(25%)	0(0%)
その他	11(25%)	0(0%)	0(0%)
合計件数（割合）	44(100%)	8(100%)	23(100%)

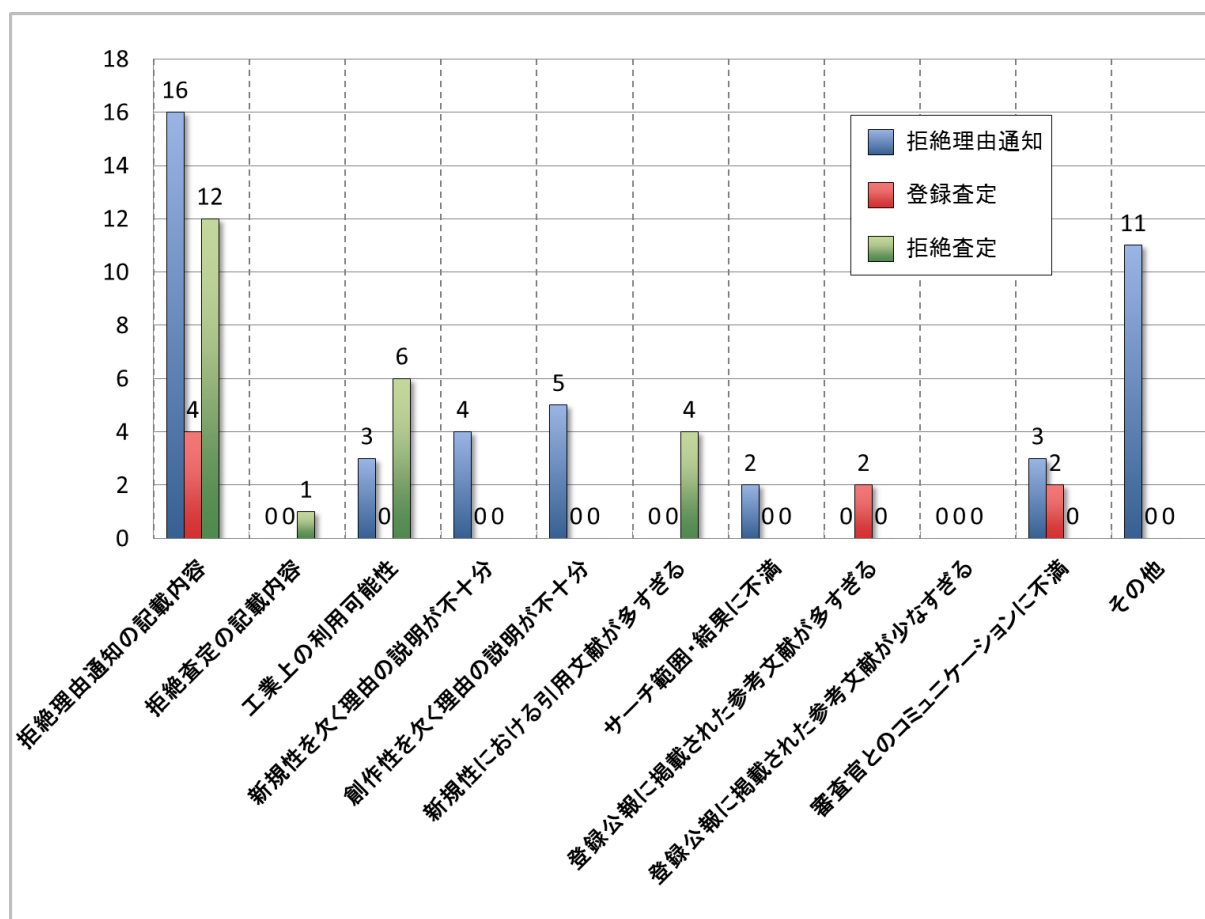


図 2 5 審査の質について不満がある理由

また、それぞれの観点における自由記載欄の主なコメントは以下のとおりです。

- (i) 拒絶理由通知に対する「不満」「比較的不満」選択者の主なコメント
 - ・関連意匠の類否判断に対する不満がある（判断の均質性がとれていないように感じる）
 - ・類似と判断された意匠が、似ていないと感じる
- (ii) 登録査定に対する「不満」「比較的不満」選択者の主なコメント
 - ・どこを意匠の要部と捉えて登録されたのか明確でない
- (iii) 拒絶査定に対する「不満」「比較的不満」選択者の主なコメント
 - ・要部認定に不満がある

4. 集計分析

(1) 回答内容の詳細分析

①個別項目の評価と全体評価との相関分析

意匠審査に対する評価（満足度）の向上に向けて取り組んでいくにあたり、どのような点を優先的に注力すべきかを把握するため、各個別項目に対する質の評価が全体評価に対して与える影響について分析しました。分析方法としては、全体評価と各個別項目の評価との間の相関関係の大きさを示す係数（相関係数）による方法を用いました。

- ・『コミュニケーション』は評価の平均値・全体評価との相関係数とも前回調査よりもポイント数が上がっており、コミュニケーションの項目の満足度が上がったことと、今回の全体評価が上がったこととの関係性が、前回よりも高まったと言えます。
- ・『専門知識及び意匠の認定』『先行意匠調査』『拒絶理由通知等の記載』『判断の均質性』の4項目は、比較的まとまった位置に分布しており、特に、『専門知識及び意匠の認定』『先行意匠調査』『拒絶理由通知等の記載』の3項目は、全体評価との相関係数が0.50以上であり、全体評価とは相応の相関があるものと言えます。
- ・『拒絶理由通知等の記載』は評価の平均値・全体評価との相関係数とも前回調査よりもポイント数がわずかに上がっており、拒絶理由通知等の記載の項目の満足度が上がったことと、今回の全体評価が上がったこととの関係性が、前回よりもわずかに高まったと言えます。
- ・『専門知識及び意匠の認定』『先行意匠調査』『判断の均質性』『拒絶査定等の記載』の4項目は、評価の平均値はそれぞれわずかに上がったものの、全体評価との相関係数が下がったことから、専門知識及び意匠の認定・先行意匠調査・判断の均質性の項目の変化が、今回の全体評価が上がったこととの関係性が前回よりも低くなったと言えます。
- ・今年度から調査対象とした『国際意匠登録出願』は、回答数が少ないため判断が難しいものの、評価の平均値は平均以下で全体評価との相関係数も0.04しかないため、今回の全体評価が上がったこととの関係性は極めて低いものと言えます。

表 1 2 及び図 2 6 は、各個別項目の評価の平均（「満足」を 5、「比較的満足」を 4、「普通」を 3、「比較的不満」を 2、「不満」を 1 としています。）と個別項目の評価と全体評価の相関係数を示したものです。

表 1 2 個別項目の評価及びこれらの全体評価との相関係数⁴

評価項目	評 価（平均）		全体評価との相関係数	
	今年度	昨年度	今年度	昨年度
専門知識及び意匠の認定	3.56	3.49	0.55	0.68
先行意匠調査	3.49	3.40	0.53	0.59
拒絶理由通知等の記載	3.37	3.28	0.52	0.5
拒絶査定に記載	3.27	3.21	0.35	0.41
判断の均質性	3.25	3.23	0.47	0.61
コミュニケーション	4.16	3.93	0.45	0.32
国際意匠登録出願	2.69	—	0.04	

⁴ 相関係数は 1 を最大値とするものであり、厳密な基準ではないものの、一般的におおよそ 0.5 程度以上であれば、相応の（中程度の）相関があるとされます。

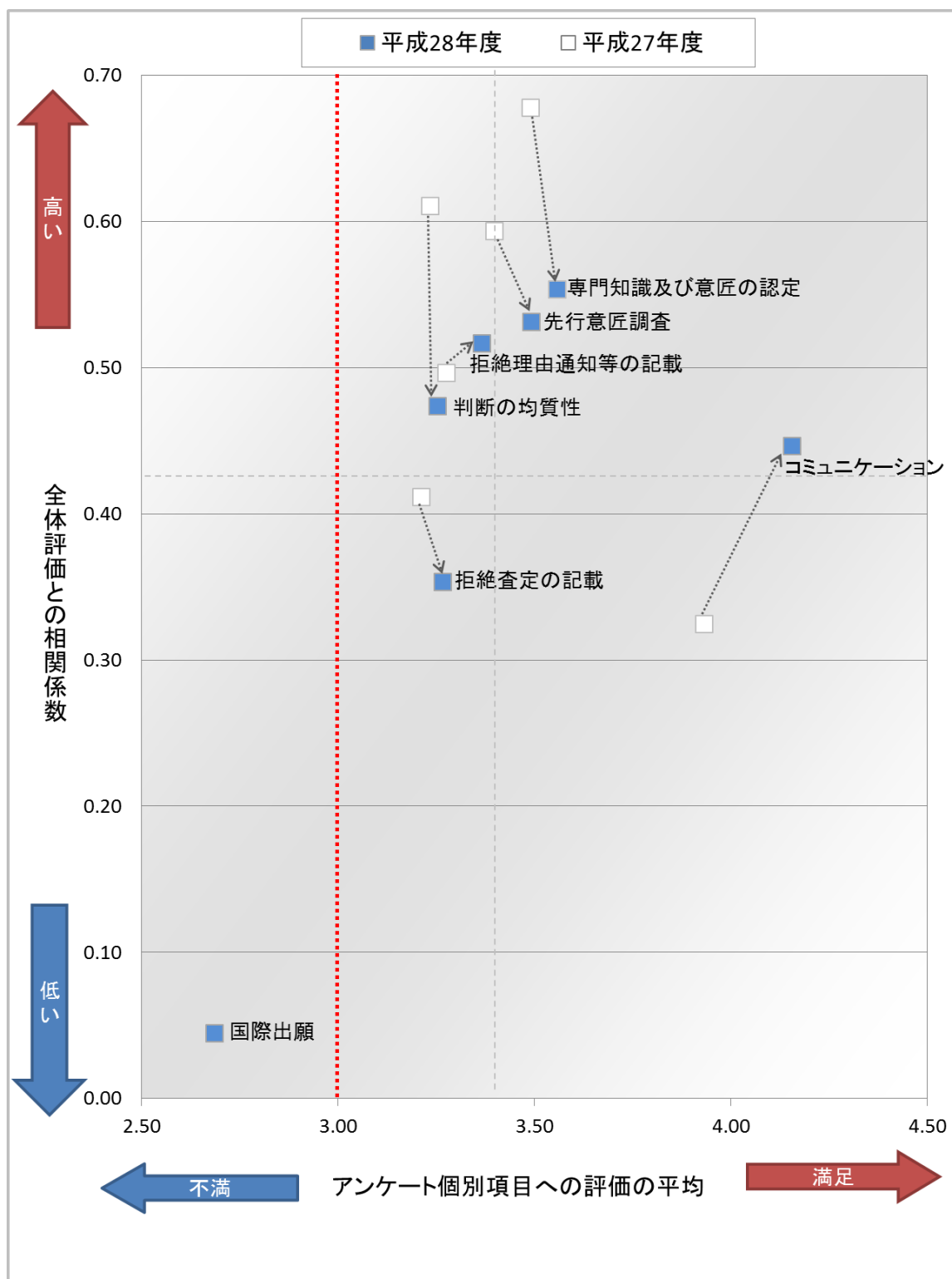


図 2 6 個別項目の評価と全体評価との相関係数

グラフの見方

意匠審査の質に関する個別項目について、横軸を個別項目ごとの評価の平均値、縦軸を全体評価との相関係数として示したものです。当該グラフでは、左方にあるほど評価が低く、また上方にあるほど全体評価への影響が大きいことを示しています。

（２）分析結果のポイント

本調査の結果、意匠審査全般の質に関しては、前回よりもさらに多くのユーザーから好意的に受け止められていることを確認できました（図１参照）。また、前回から引き続きアンケート対象としている個別項目全てにおいて、５段階評価における「満足」「比較的満足」の合計値が前回よりも上回り、中でも『コミュニケーション』については８割を超えました（図３参照）。

全体的に見ると全体的に高評価である一方で、「比較的不満」「不満」との回答が増加した個別項目もあり、これらについては何が問題であるのか、何を改善すべきかを把握し分析する必要があります。

①拒絶理由通知等の記載

図３に示す個別項目毎の評価の割合において、「満足」「比較的満足」の合計値が 41.4%（前回より 7.3 ポイント上昇）したものの、「比較的不満」「不満」の合計値は 13.0%（前回より 2.2 ポイント上昇）となりました。

拒絶理由通知等の記載に対する主なコメント（P.13）の中では、「代理人にとっては分かりにくいということはないが、個人等にとっては分かりにくいところもあるかと思う」との意見も聞かれました。

②拒絶査定に記載

図３に示す個別項目毎の評価の割合において、「満足」「比較的満足」の合計値が 28.0%（前回より 6.9 ポイント上昇）したものの、「比較的不満」「不満」の合計値は 8.2%（前回より 4.3 ポイント上昇）となりました。

拒絶査定に記載に対する主なコメント（P.14）のうち、「文章が難解な表現の場合があり、また、知財部や特許部を有しない企業等だと、分かりやすく説明する必要があるので、もっと平易な表現にしてほしい」との意見も聞かれました。

③判断の均質性

図３に示す個別項目毎の評価の割合において、「満足」「比較的満足」の合計値が 33.4%（前回より 4.6 ポイント上昇）したものの、「比較的不満」「不満」の合計値は 12.4%（前回より 2.6 ポイント上昇）となりました。

判断の均質性に対する主なコメント（P.15）のうち、「均質性について概ね満足しているが、審査官による判断のばらつきを感じる場合がある」との意見も聞かれました。

よって、上記個別項目でのコメントを踏まえ、今後の課題として

- ・（特に個人の出願人に対する）各種起案内容の伝達性の向上
 - ・各種起案内容の簡潔明瞭さの向上
- について、引き続き検討し改善を図ります。

5. 今後のユーザー評価調査に向けて

ユーザー評価調査は、意匠審査の品質管理に関するマニュアルにおいて示されている「意匠審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCAサイクル）」において、意匠審査業務の評価（CHECK）として位置付けられます。すなわち、本調査（CHECK）により、意匠審査の質に関する現状を把握した後は、それに基づいて限られたリソースの中で重点的に改善する業務を決定（ACT）し、これをその後の計画に的確に反映（PLAN）し、当該計画を実践（DO）する必要があります。

調査対象案件に関する自由記載欄におけるコメント（意見・要望）については、内容を検討・分析し、意匠審査の質の維持・向上のための諸施策に反映させるとともに、「担当審査官へのフィードバック可」と回答があったものについては、担当審査官へのフィードバック等を行うことにより、引き続き意匠審査の質の向上を図ります。

本調査は、意匠審査の改善点をユーザーの方々からの指摘を通じて明らかにし、意匠審査の質の維持・向上のための施策等に反映することを目的として行います。調査に当たっては、よりの確にユーザーニーズを把握するため、対象者の選定を含め、設問の構成や調査票の形式等調査手法を改良し、平成29年度以降も同様の調査を行う予定です。

謝辞

本調査の実施にあたりましては、多くのユーザーの皆様の御協力をいただきました。ここに、心より感謝の意を表します。

審査の質の維持・向上のためには、ユーザーの皆様による審査の品質評価を継続し、その結果に基づいて、意匠審査及びその関連業務の継続的な改善を推進して行くことが必要です。引き続きの御協力をお願いいたします。

（付録）平成 28 年度調査票

【A票】 意匠審査全般の質について					
＊記名または無記名のいずれかの回答を希望するかご回答ください。 ☐ 記名での回答を希望する（下記、記載欄にお名前、ご連絡先等をご記入ください） ☐ 無記名での回答を希望する					
お名前		ご連絡先（TEL）		メール	
企業名					
【1】意匠審査全般の質について					
満足 5 比較的満足 4 普通 3 比較的不満 2 不満 1 わからない					
① 最近（１年程度）の意匠審査全般の質についてどのように感じていますか。					
回答の理由を以下の記入欄にご記入ください。 					
良くなって 3 変化して 2 悪くなって 1 わからない					
② 意匠審査全般の質について、最近（１年程度）、その印象がどのように変化していますか。					
回答の理由を以下の記入欄にご記入ください。 					
③意匠審査の質に関し、各項目（１）～（１０）の評価についてお答えください。					
満足 5 比較的満足 4 普通 3 比較的不満 2 不満 1 わからない					
（１）意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識及び意匠の認定について					
回答の理由を以下の記入欄にご記入ください。 （審査官の物品分野の理解、要部の認定等） 					
良くなって 3 変化して 2 悪くなって 1 わからない					
（１－１）意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識及び意匠の認定について、最近（１年程度）、その印象がどのように変化していますか。					
回答の理由を以下の記入欄にご記入ください。 					

	満足 5	比較的満足 4	普通 3	比較的不満 2	不満 1	わからない
(2) 先行意匠調査について	☐	☐	☐	☐	☐	☐
回答の理由を以下の記入欄にご記入ください。 (特許公開公報の調査、カタログ・雑誌等の刊行物の調査、インターネットで公開された資料の調査等)						
(2) に関する記入欄						
		良くなって きている 3	変化して いない 2	悪くなって きている 1		わからない
(2-1) 先行意匠調査について、最近(1年程度)、その印象がどのように変化していますか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
回答の理由を以下の記入欄にご記入ください。 (2-1. に関する記入欄)						
	満足 5	比較的満足 4	普通 3	比較的不満 2	不満 1	わからない
(3) 拒絶理由通知等の記載について	☐	☐	☐	☐	☐	☐
回答の理由を以下の記入欄にご記入ください。 (新規性の判断理由、引用意匠の特定、創作性の根拠の提示等)						
(3) に関する記入欄						
		良くなって きている 3	変化して いない 2	悪くなって きている 1		わからない
(3-1) 拒絶理由通知等の記載について、最近(1年程度)、その印象がどのように変化していますか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
回答の理由を以下の記入欄にご記入ください。 (3-1) に関する記入欄						
	満足 5	比較的満足 4	普通 3	比較的不満 2	不満 1	わからない
(4) 拒絶査定に記載について	☐	☐	☐	☐	☐	☐
回答の理由を以下の記入欄にご記入ください。(拒絶査定の記載ぶり等)						
(4) に関する記入欄						

	良くなって きている 3	変化して いない 2	悪くなって きている 1	わからない		
(4-1) 拒絶査定の記事について、最近（1年程度）、その印象がどのように変化していますか。	☐	☐	☐	☐		
回答の理由を以下の記入欄にご記入ください。						
(4-1) に関する記入欄						
	満足 5	比較的満足 4	普通 3	比較的不満 2	不満 1	わからない
(5) 判断の均質性について(※)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
※こちらの設問は、前回「ばらつきのない判断について」としてお聞きしたものです。						
回答の理由を以下の記入欄にご記入ください。						
(物品分野における判断の均質性、審査部と審判部との間の判断の均質性等)						
(5) に関する記入欄						
	良くなって きている 3	変化して いない 2	悪くなって きている 1	わからない		
(5-1) 判断の均質性について、最近（1年程度）、その印象がどのように変化していますか。	☐	☐	☐	☐		
回答の理由を以下の記入欄にご記入ください。						
(5-1) に関する記入欄						
	満足 5	比較的満足 4	普通 3	比較的不満 2	不満 1	わからない
(6) 審査官とのコミュニケーション（面接、電話による連絡等）について	☐	☐	☐	☐	☐	☐
回答の理由を以下の記入欄にご記入ください。						
(面接時の審査官の対応、電話での審査官の対応等)						
(6) に関する記入欄						
	良くなって きている 3	変化して いない 2	悪くなって きている 1	わからない		
(6-1) 審査官とのコミュニケーション（面接、電話による連絡等）について、最近（1年程度）、その印象がどのように変化していますか。	☐	☐	☐	☐		
回答の理由を以下の記入欄にご記入ください。						
(6-1) に関する記入欄						

	満足 5	比較的満足 4	普通 3	比較的不満 2	不満 1	わからない
(7) ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願について	☐	☐	☐	☐	☐	☐
回答の理由を以下の記入欄にご記入ください。						
(国際出願の審査等)						
(7) に関する記入欄						
	良くなって きている 3	変化して いない 2	悪くなって きている 1	わからない		
(7-1) 国際出願について、最近（1年程度）、その印象がどのように変化していますか。	☐	☐	☐	☐		
回答の理由を以下の記入欄にご記入ください。						
(7-1) に関する記入欄						
(8) 上記1～7に関して、特許庁として特に充実した審査に向けて注力した方がよい項目がある場合、その項目をお答えください。（任意、複数回答可）						
☐ i. 意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識及び意匠の認定について ☐ ii. 先行意匠調査について ☐ iii. 拒絶理由通知等の記載について ☐ iv. 拒絶査定記載について ☐ v. 判断の均質性について ☐ vi. 審査官とのコミュニケーション（面接、電話による連絡等）について ☐ vii. ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願について						
上記のいずれかを選択した場合、理由についてお答えください。						
(8) に関する記入欄						
(9) 意匠審査の質について、他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる点があれば、記入欄に記入してください。						
(9) に関する記入欄						

(10) 意匠審査の質に関し、日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点があれば、その特許庁にチェックを入れ（複数可）、優れていると感じた点を記入欄に記入してください。

- ☐ 米国特許商標庁（USPTO）
☐ 韓国特許庁（KIPO）
☐ その他（国名も記入欄に記載してください）

(10) に関する記入欄

【2】その他

① その他、意匠審査の質に関して、ご意見・ご要望がございましたら下記の記入欄に記入してください。

①に関する記入欄

② 本調査票の様式等、本調査の手続きに関して、ご意見・ご要望がございましたら下記の記入欄に記入してください。

②に関する記入欄

ご回答ありがとうございました。引き続き、B票のご記入をお願いいたします。

A票について回答がなかった場合は「無記名」を選択された場合はB票にお答え頂けませんが、郵送でご返送の際にはA票・B票ともにご返送ください。

【B票】 特定の出願における意匠審査の質について	A票について回答なしまたは「無記名」を選択された場合はB票にお答え頂けませんが、郵送でご返送の際にはA票・B票ともにご返送ください。																																																						
ここ1～2年のうちに出願された案件の中で、最終処分が確定したもののについて、審査の質についてお答えいただける場合には、下記の枠内に出願番号または登録番号と、その意匠に係る物品をご記入の上、ご回答ください。 * 出願番号または登録番号 意匠に係る物品 ・上記出願の審査に対する評価に関し、下記【1】、【2】についてご回答ください。																																																							
【1】本件意匠出願に関する審査の質についてどのように感じていますか。 <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">満足</td> <td style="padding: 2px;">比較的満足</td> <td style="padding: 2px;">普通</td> <td style="padding: 2px;">比較的不満</td> <td style="padding: 2px;">不満</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">5</td> <td style="padding: 2px;">4</td> <td style="padding: 2px;">3</td> <td style="padding: 2px;">2</td> <td style="padding: 2px;">1</td> </tr> </table> 上記【1】にて「5」または「4」にチェックをされた場合、満足した点を以下の項目から選択してください。また、具体的な理由を下記の記入欄に記入してください(複数可、任意)。 ☐ 拒絶理由通知／拒絶査定に記載内容が丁寧で分かりやすい ☐ 新規性・創作性に関する記載が適切である ☐ サーチ範囲・サーチ結果が適切である ☐ 審査官とのコミュニケーション（面接、電話等による連絡）が有用であった（例えば、補正の示唆等） ☐ その他（具体的な内容を下記記入欄に記入してください。） 上記【1】にて「2」または「1」にチェックをされた場合、 1：具体的にどの手続きに不満があったのかをⅠ欄に記載の手続きから選択してチェックし（複数可）、 2：チェックした各手続きのどの点に不満があったのかを以下のA～Kから選択してⅡ欄にチェックし（複数可）Ⅱ欄にチェックしてください（複数可）。 3：その具体的な理由を下記の記入欄に記入してください。 Ⅰ 欄 ☐ 拒絶理由通知 ☐ 登録査定 ☐ 拒絶査定 Ⅱ 欄 <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="padding: 2px;">A</th> <th style="padding: 2px;">B</th> <th style="padding: 2px;">C</th> <th style="padding: 2px;">D</th> <th style="padding: 2px;">E</th> <th style="padding: 2px;">F</th> <th style="padding: 2px;">G</th> <th style="padding: 2px;">H</th> <th style="padding: 2px;">I</th> <th style="padding: 2px;">J</th> <th style="padding: 2px;">K</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> <td style="padding: 2px;">☐</td> </tr> </table> A：拒絶理由通知に記載された内容では審査官の判断または意図がよく理解できない B：拒絶査定に記載された内容では審査官の判断または意図がよく理解できない C：工業上の利用可能性、「意匠」に該当するか否か（第3条1項柱書）に関する説明が十分でない D：新規性を欠いている理由についての説明が十分でない E：創作性を欠いている理由についての説明が十分でない F：創作性における引用文献が必要以上に多く提示されている G：サーチ範囲・サーチ結果に不満がある H：登録公報に掲載された参考文献が必要以上に多く提示されている I：登録公報に掲載された参考文献が少なすぎる J：審査官とのコミュニケーション（面接、電話等による連絡）に不満がある K：その他（具体的な内容を下記記入欄に記入してください。）		満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満																																																			
5	4	3	2	1																																																			
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K																																													
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐																																													
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐																																													
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐																																													
【2】ご回答いただいた内容を担当審査官にフィードバックしても構わない場合は、下記チェックボックスにチェックを入れてください。 ご回答、ありがとうございました。 ☐ 担当審査官へのフィードバック可																																																							